

広告事業資料一覧（財産管理課）

- 1 財産管理課所管広告事業一覧 P1
- 2 船橋市公用車広告掲載事業
 - ・ 公募要領 P3
 - ・ 入札調書 P27
 - ・ 契約書 P29
- 3 船橋市本庁舎動画広告事業
 - ・ 公募要領 P35
 - ・ 入札調書 P59
 - ・ 契約書 P61
- 4 船橋市本庁舎案内板及び広告板設置運用事業
 - ・ 公募要領 P69
 - ・ 入札調書 P87
 - ・ 契約書 P89
- 5 広告掲載マニュアル P97



財産管理課所管広告事業一覧（令和3年10月現在）

年度	種別	契約相手方 (広告代理店)	契約相手方 決定方法	年間契約額 (税込)	契約期間	広告主の数	備 考
令和2年度	公用車広告	長田広告株式会社	一般競争入札	¥ 149,160	平成31年3月1日 ～ 令和4年2月28日	7社	・車両台数 55台分（5台を1枠とし、11枠）
	本庁舎動画広告	長田広告株式会社	一般競争入札	¥ 3,300,000	平成30年4月1日 ～ 令和3年3月31日	24社	・広告枠 36枠 ・行政情報枠 14枠
	庁舎案内板広告	表示灯株式会社	一般競争入札	¥ 3,168,000	平成30年10月1日 ～ 令和3年9月30日	57社	
令和3年度	公用車広告	長田広告株式会社	一般競争入札	¥ 136,730	平成31年3月1日 ～ 令和4年2月28日	6社	・車両台数 55台分（5台を1枠とし、11枠）
	本庁舎動画広告	長田広告株式会社	一般競争入札	¥ 3,300,000	令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日	29社	・広告枠 36枠 ・行政情報枠 14枠
	庁舎案内板広告	表示灯株式会社	一般競争入札	¥ 3,168,000	平成30年10月1日 ～ 令和5年9月30日	52社	・令和3年10月1日付け、2年間延長の変更契約締結

船橋市公用車広告掲載事業者
公募要領

平成 30 年 11 月
船橋市役所財産管理課

船橋市公用車広告掲載事業者公募要領（郵送による一般競争入札）

1 事業概要

船橋市では公用車の後部ドア両側面を広告媒体として提供します。当該広告媒体に掲載する民間事業者等の広告を取り扱い、広告料を支払っていただける広告代理店を郵送による一般競争入札により募集します。

船橋市競争入札参加有資格者名簿（物品調達・業務委託等）において「業種（大分類）名称、広告・催事」に登録されている事業者のうち、下記「13 応募要件等」に示す要件を全て満たす事業者が対象です。

2 募集内容

車両	台数	広告の大きさ	広告掲載場所
軽乗用	20台	縦40cm 横50cm	後部ドア両側面
軽貨物	3台	縦40cm 横50cm	後部ドア両側面
軽貨物ワンボックス	32台	縦40cm 横50cm	後部ドア両側面
合計	55台		

※車両は契約途中で変更となることがあります。

（その他）

1台あたり

年間走行日数：約200日

年間走行距離：約2,394km～8,348km

※走行の範囲は市内がほとんどです。

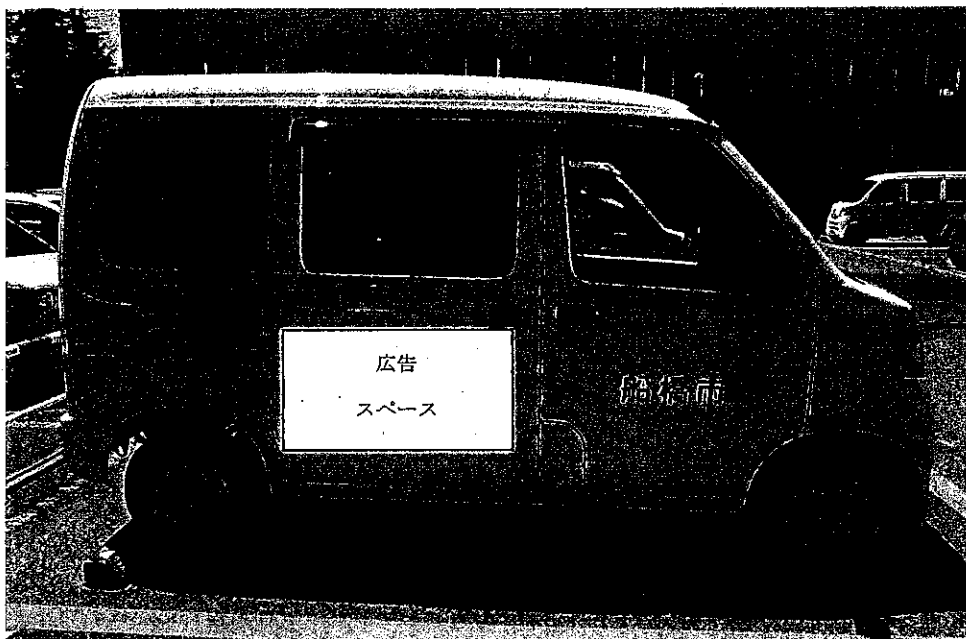
55台合計

年間走行距離：381,483km

年間平均走行距離：6,936km

（掲載イメージ）

軽貨物ワンボックスの例



3 募集方法

郵送による一般競争入札

4 掲載方法

広告の内容を表示したマグネットシートを車体に貼り付けるものとします。塗装等により車体に直接表示することはできません。

5 広告の作成等

- (1) 広告の募集、車体への貼り付け、撤去作業は事業者の責任で行い、各費用（マグネットシート製作費、撤去費等）は事業者の負担となります。
- (2) 広告枠内右上に「広告」と表示していただきます。
- (3) 事業者は、広告の掲載及び撤去を行うときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう日程、工程を市と協議してください。また広告の掲載及び撤去等の作業の際は、市の指示に従ってください。
- (4) 広告物の掲載または撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、当該広告事業者が経費を負担して原状復帰してください。

6 財産管理課への申請

事業者として決定後、広告内容について財産管理課で承諾を受けた後、船橋市屋外広告物条例に規定する許可申請（下記7）手続きをしてください。

7 屋外広告物の許可申請

事業者として決定後、船橋市屋外広告物条例に規定する許可申請が必要となりますので、市役所5階都市計画課にて申請手続きをしてください。なお、許可申請手数料は、事業者の負担となります。

8 広告物の修復

天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告物が毀損し、または破損したときは、市が修復を行うものとします。その際、事業者は修復に必要な情報を市に提供するものとします。ただし、経年に起因する広告物の色あせ等の劣化については、市が修復する対象としないものとします。

9 広告物の変更

事業者は、広告掲載期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、財産管理課の承諾を得ることとします。

10 掲載期間

平成31年3月1日から平成34年2月28日までの3年間とします。

1.1 広告料

- (1) 広告料は、入札額に消費税相当分を加算した額とします。
なお、本入札において、最低価格（公表はしません。）を設定します。最低価格未満の入札は失格とします。
- (2) 広告を掲出している公用車が、修理、点検、その他公務に係る事由により連続して1月を超える期間で広告を掲載できなくなったときは、1月を超える分の広告掲載料を還付します。

1.2 掲載内容の制限

別添船橋市広告掲載基準によります。

1.3 応募要件等

(1) 応募要件

① 基本的要件

- ア 広告の製作・運営に意欲ある者であること
- イ 国又は地方公共団体と、直近2年間に広告事業の運営実績があること

② 資格制限

次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- イ 法人税及び消費税（地方消費税を含む）を滞納している者
- ウ 市内に事務所、事業所等を有する者にあつては市税を滞納している者
- エ 船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は同条例第7条に規定する暴力団密接関係者に該当する者
- オ 千葉県暴力団排除条例（平成23年条例4号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

なお、入札参加資格確認の際又は、契約後において、船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）の施行に伴い、申込者（契約者）が暴力団関係者でないことを船橋警察署又は、船橋東警察署を通じて千葉県警察本部に照会する場合がありますので、ご了承ください。

③ 入札保証金、契約保証金

今回の入札に係る、入札保証金・契約保証金は、免除いたします。

ただし、落札業者と決定した者が、正当な理由なく期限までに本契約を締結しない場合には、事業実施期間分の広告料に対して100分の5に相当する額を違約金として市へ支払うものとします。

(2) 応募申し込み

① 応募申込書等の配布期間及び配布場所（入札公告期間）

配布期間（入札公告期間）	配布場所
平成30年11月13日（火）から 平成30年11月29日（木）まで ※市のホームページからダウンロードできます。 ※窓口配布の場合は、土・日・祝日等閉庁日を除く9時から17時まで	窓口配布 船橋市企画財政部財産管理課 船橋市役所本庁舎9階 TEL047-436-2174

② 参加登録申請

登録申請期間	登録申請の仕方等
平成30年11月13日（火）から 平成30年11月29日（木）まで	本公募要領5ページ提出書類の①～⑨までの該当する書類を平成30年11月29日（木）までに <u>財産管理課に持参提出</u> してください。 申請後、書類審査をして、本市より「入札参加登録決定（否決）通知」を関係書類と共に返送いたします。

③ 質疑応答

質問期間	回答方法
平成30年11月13日（火）から 平成30年11月21日（水）午後3時00分まで 質問は、「質問書」を使用して、E-mailで問い合わせください。 E-mail: zaisankanri@city.funabashi.lg.jp ※E-mail送信後は、財産管理課まで必ず電話連絡してください。 TEL:047-436-2174	市（財産管理課）のホームページにて回答いたします。 回答期日 平成30年11月22日（木）

④ 入札書提出

提出期間	提出方法
平成30年12月7日（金）から 平成30年12月17日（月）まで	提出は郵送のみで、本市から送付した「 <u>入札書</u> 」及び「 <u>返信用封筒</u> 」を必ず使用して、 <u>簡易書留郵便（必須）</u> により、 <u>平成30年12月17日必着</u> とします。 宛先「〒273-8799 船橋郵便局留 郵便入札用入札書在中（船橋市役所 財産管理課宛）」で郵送ください。

⑤ 提出書類

No	提出時期	提出書類
①	参加登録 申請時	入札参加申込書（第2号様式）
②		誓約書（第3号様式）
③		委任状（第4号様式）※支店長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合のみ必要
④		登記事項証明書
⑤		印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内の原本）
⑥		有価証券報告書又は決算書（直近のもの）
⑦		納税証明書（全ての国税で、法人は納税証明書その3の3、個人は納税証明書その3の2を提出、市内に事務所・事業所等を有する法人、住所等を有する個人は、市税納付確認書も必要）
⑧		官公署における直近2年間の広告事業の実績に関する書類（書式は任意、A4で作成）
⑨		120円切手を貼付した返信用封筒（角2封筒） *入札参加登録決定（否決）通知書を送付します。
⑩		入札時提出
⑪	落札した時	広告の内容に関する事項を記した事業計画書（書式は任意、A4で作成）

注意

※①～⑨までの該当する書類を平成30年11月29日（木）までに財産管理課に持参提出してください。

※委任状を提出した場合は、入札書（第5号様式）を代理人で提出できます。（その他の書類は代理人での提出はできません。）

※提出された、①から⑨までの書類を審査して、入札参加登録をします。登録決定された事業者には、入札参加登録決定通知書と共に「入札書」と「返信用封筒」を送付いたします。

※提出していただいた書類の訂正はできません。提出書類に漏れ、不備がある場合、又は、資格要件がない事業者は、入札参加登録ができず、入札には参加できません。十分確認のうえ提出してください。また、提出した書類は、お返しすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

※入札書の提出は、本市から送付する「入札書」と「返信用封筒」を必ず使用してください。他の物を使用した場合は、失格といたします。また、入札書は、本市が送付した「返信用封筒」を使用し、封筒に入れ糊付け封入し、事業者名を必ず記入して簡易書留郵便で郵送してください。入札書及び返信用封筒に記載漏れがあった場合は、失格といたします。

平成30年12月17日（月）必着でお願いします。（その後に到着した分は、無効とします。）

※落札が決定された事業者には、⑪の事業計画書を速やかに提出いただきます。

(3) 事業者の決定方法

事業者の決定の手順については、次のとおりです。

① 入札書の開札

開 札 下記日時及び場所で応募いただいた「入札書」を開札します。

立ち会い 応募者の中から立会人2者をお願いいたします。急きよ立ち会えなくなった時には、市で事業者の決定事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

傍 聴 傍聴は自由とします。なお、定刻（午後2時00分）以降の入室はできません。

比 較 入札書を開札し、最低価格以上で最高金額を提示した者が事業者となります。ただし、同価格の応募者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引きによって事業者を定めます。くじ引きは、市で事業者の決定事務に関係のない職員が行います。

その 他 入札書提出後に書換、引換又は撤回をすることはできません。

入札書の比較日時 平成30年12月20日（木）午後2時00分

会場 船橋市役所701会議室（本庁舎7階）

② 入札書の比較結果の通知

入札書の比較結果については、応募者に対し速やかに文書をもって通知するとともに、市のホームページに掲載します。

③ 入札書の無効

以下に該当する入札書は無効とします。

ア 参加資格のない者が提出した入札書

イ 同一人が提出した2以上の入札書

ウ 明らかに不正行為によって提出されたと認められる入札書

エ 価格金額の訂正された入札書

オ 記名押印（署名捺印）のない入札書

カ 金額その他記載事項が明らかでない入札書

キ 全ての事項が記載されていない入札書

ク 所定の記載事項以外の事項が記載された入札書

ケ 前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反して提出した入札書

～応募から契約等までの流れ～

応募要件等の確認

応募要件を公募要領で確認ください。

質疑応答

質問期間は、平成30年11月13日から平成30年11月21日午後3時までとして、質問に対する回答は、平成30年11月22日に市ホームページに掲載します。

質問は、「質問書」を使用し、E-mail「zaisankanri@city.funabashi.lg.jp」にてお願いします。

参加登録申請

平成30年11月29日までに、5ページの必要書類を財産管理課に持参提出願います。

入札参加登録決定（否決）通知書

本市から、登録された事業所へは決定通知書と共に「入札書」、「返信用封筒」を送付します。

入札書の提出

本市から郵送する、「入札書」及び「返信用封筒」を利用して、入札書を封筒に入れ、封筒に所定の裏書きをして、平成30年12月17日（必着）までに簡易書留郵便で郵送してください。

入札書の比較

比較日時は、平成30年12月20日 午後2時00分より行います。入札書により、市が設定した最低価格以上で、一番高い価格（広告料）を提示した事業者を決定します。

事業計画書の提出

落札が決定した事業者は、広告の内容に関する事項を記した事業計画書を提出していただきます。

契約・広告料の支払い

平成31年3月1日に本市と事業者は、契約書を取り交わし、3月1日以降に公用車に広告を貼ることができます

市の指定する納期に合わせて、広告料をお支払いいただきます。

質 問 書

第1号様式

平成 年 月 日

船橋市長あて

船橋市公用車広告掲載事業者公募要領の下記の件について質問します。

【質問箇所】

船橋市公用車広告掲載事業者公募要領 _____ ページ

項 目 _____

【質問内容】

住 所 _____

氏名または名称

代表者職氏名 _____

<事務担当者>

所属部署

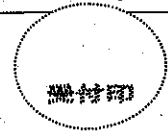
氏 名

電 話

メールアドレス

FAX

受付番号



入札参加申込書

第2号様式

平成 年 月 日

船橋市長あて

「船橋市公用車広告掲載事業者公募要領」の各条項を承知の上、入札参加の申込みをいたします。

<応募者>

住所または所在地

氏名または名称

代表者職氏名

印

印鑑登録している印

<事務担当者>

所属部署

氏名

電話

FAX

メールアドレス

※同封する書類について、○印の記入をお願いします。

NO	提出書類	
1	入札参加申込書 (第2号様式)	
2	誓約書 (第3号様式)	
3	委任状 (第4号様式) ※支店長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合のみ必要	
4	登記事項証明書	
5	印鑑登録証明書 (発行日から3ヶ月以内の原本)	
6	有価証券報告書又は決算書 (直近のもの)	
7	納税証明書 (全ての国税で、法人は納税証明書その3の3、個人は納税証明書その3の2を提出、市内に事務所・事業所等を有する法人、住所等を有する個人は、市税納付確認書も必要)	
8	官公署における直近2年間の広告事業の実績に関する書類 (書式は任意、A4で作成)	
9	120円切手を貼付した返信用封筒 (角2封筒) ※入札参加登録決定 (否決) 通知書を送付します。	

誓 約 書

平成 年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所

氏名または名称

代表者職氏名 _____ 印

印鑑登録している印

件 名 船橋市公用車広告掲載事業者募集に関する一般競争入札

- 1 上記の入札に対し、連合等により入札の公正を害するような不正行為をしていないことを誓約いたします。
- 2 入札終了後において、連合等の疑いが生じたときは、市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約いたします。
- 3 上記入札の応募要件の内容をすべて満たしています。

委任状

平成 年 月 日

船橋市長 へ

住 所 _____

商号又は名称

代表者職氏名 _____ 印

印鑑登録している印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。
この場合、次の印鑑を入札及び契約の締結等に使用するものとして届出ます。

住 所 _____

受任者 商号又は名称

職 氏 名 _____ 印

記

委任事項

船橋市公用車広告掲載事業者募集に係る

- (1) 入札に関する一切の権限
- (2) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- (3) 契約代金の支払いに関する一切の権限
- (4) その他前各号に付帯する一切の権限

※ この委任状を提出することにより、上記委任事項については受任者の氏名及び印で行うこととなります。

記入例

第5号様式

入札書は、封筒に封入し、裏面に応募者名を記入してください。

入札書

平成 年 月 日

船橋市長 あて

件名 船橋市公用車広告掲載事業者募集に関する一般競争入札

金額 (年額)		十億		百万			千			円
				1	0	0	0	0	0	0

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

船橋市公用車広告掲載事業者公募要領の内容を承知の上、広告料の入札をします。

広告料100万円(1年間の金額)を記載の場合、実際に支払う広告料は、消費税相当額を加え108万円となります。

住所 船橋市〇〇〇1-2-3

氏名または名称 △△△△株式会社

代表者職氏名 代表取締役社長 船橋 太郎

印

印鑑登録している印

又は委任状の印

委任状を提出した場合は、受任者の住所、職氏名と印鑑を押印ください。

入札辞退届

平成 年 月 日

船橋市長 へ

住 所

氏名または名称

代表者職氏名

印

印鑑登録している印

件 名 船橋市公用車広告掲載事業者募集に関する一般競争入札

上記について、都合により入札を辞退します。

注意 この届は、入札前までに、必ず財産管理課に直接持参してください。

市税納付確認書

以下の同意欄にチェックしてください。

市税納付確認 同意記入欄	私に関する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに □同意します □同意しません
同意する場合、以下の申請者欄をご記載の上、《行政サービス所管課》に提出してください。	
同意しない場合、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、《行政サービス所管課》に提出してください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3週間以内に市税を納付した場合は、その領収書をご持参ください。税務課で確認印を受ける場合、多少お時間を要する場合がありますので予めご承知置きください。	

※申請者は、申請者欄を自筆でご記載ください。法人の場合、代表者印を押印してください。

※なお、代理人が申請に来庁する場合のみ、委任欄まで記載し、押印してください。

申請者欄	申請者	住所	
		氏名・名称（カナ） 氏名・名称	印
		生年月日（法人は不要）	明・大・昭・平 年 月 日
委任欄	代理人 (窓口に来られる方)	住所	
		氏名	
	上記の者を代理人と定め、市税納付確認に関する事項について委任します。	委任者（申請者）氏名	印
使用目的	船橋市（ 公用車広告掲載事業 ）申請に伴う納税確認のため 提出先部署名：（ 財産管理課 ）		

(市記入欄) ※以下には記載しないでください。

住民（法人）コード							
税目、本人確認書類チェック欄				税務課確認欄			
船橋市税全税目				滞納なし (日付入確認印)			
年度・税目指定欄 (指定ある場合のみ)				(確認日記入)			

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

本確認書の有効期間は税務課確認日より3か月間とします。

市税納付確認書

内部照会に同意する場合、市税納付確認書は、各行政サービス所管課にご提出ください。

同意しない場合、税務課に持参し、納税確認をしてください。

関する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに

同意記入欄

同意します 同意しません

同意する場合、以下の申請者欄をご記載の上、《行政サービス所管課》に提出してください。同意しない場合、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、《行政サービス所管課》に提出してください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3週間以内に市税を納付した場

内部照会に同意するか、申請者本人が来庁する場合は、申請者欄のみ記載してください。

※申請者は、申請者欄を自筆でご記載ください。法人の場合、代表者印を押印してください。

※なお、代理人が申請に来庁する場合のみ、委任欄まで記載し、押印してください。

申請者欄	申請者	住所	千葉県船橋市湊町2丁目10番25番			
		氏名・名称（カナ）	フナバシ タロウ			
		氏名・名称	船橋 太郎 ㊟			
		生年月日（法人は不要）	明・大	昭	平	〇〇年 〇〇月 〇〇日
委任欄	代理人 （窓口に来られる方）	委任者氏名は、必ず委任者（申請者）が自筆してください。	千葉県船橋市湊町2丁目10番25番			
			船橋 花子 ㊟			
	上記の者を代理人と定め、市税納付確認に関する事項について委任します。	委任者（申請者）氏名	船橋 太郎 ㊟			
使用目的	船橋市（ 〇〇事業 ）申請に伴う納税確認のため 提出先部署名：（ 〇〇課（〇〇事業所管課） ）					

個人による申請の場合、押印は不要です。法人は代表者印を押印してください。

代理人を定める場合、委任者（申請者）印を必ず押印してください。法人の場合、代表者印を押印してください。

（市記入欄）※以下には記載しない

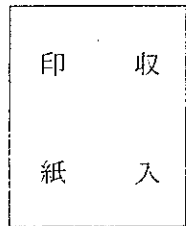
以下は税務課の記入欄なので、記載しないでください。

住民（法人）					
税目、本人確認書類チェック欄			税務課確認欄		
船橋市税全税目	本人確認書類	滞納なし （日付入確認印）			
	<input type="checkbox"/> 運転免許証、 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他（ ）	（確認日記入）			
年度・税目指定欄 （指定ある場合のみ）					

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

本確認書の有効期間は税務課確認日より3か月間とします。

船橋市公用車広告掲載事業契約書（案）



1. 契約の名称 船橋市公用車広告掲載事業
2. 契約期間 平成31年3月1日から平成34年2月28日まで
3. 広告掲載料 年額 金 円に消費税及び地方消費税相当額を加えた額

船橋市（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）は、船橋市において市所有の公用車に広告媒体を掲載する事業（以下「公用車広告掲載事業」という。）について、次のとおり契約を締結する。

この契約を証するため本書2通を作成し、各々記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 月 日

発注者 船橋市湊町2丁目10番25号
船橋市
船橋市長 松戸 徹 印

受注者

(総則)

第1条 発注者は受注者に別紙に定める公用車の外側の後部ドア両側面を提供し、受注者はこれにマグネットシート製で、着脱できる広告物を設置し、公用車広告掲載事業を実施する。

2 発注者及び受注者は、広告主、広告等について、公用車の公共性、美観及び公用車利用者への影響に配慮しなければならない。

(信義誠実の義務)

第2条 両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならないものとする。

(遵守事項)

第3条 受注者は公用車広告掲載事業の実施に際し、「船橋市屋外広告物条例」、「船橋市広告掲載に関する要綱」及び「船橋市広告掲載基準」を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約に定めるもののほか、発注者発行の公募要領を遵守するものとする。

(広告媒体等)

第4条 広告媒体、掲載場所等については、別紙のとおりとする。

(契約期間等)

第5条 契約期間は、平成31年3月1日から平成34年2月28日とする。

2 広告の掲載開始日は、平成31年3月1日以降とする。

(広告掲載料等の支払い)

第6条 広告掲載料は、年額 金 _____ 円に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

2 受注者は、毎年度指定する日までに発注者の発行する納入通知書により広告掲載料を支払わなければならない。

3 前2項の消費税及び地方消費税相当額は、消費税法の改正に伴い消費税及び地方消費税相当額が変更となった場合は、変更後の税率で計算した額とする。

(遅延損害金)

第7条 受注者は、前条に定める納付期限までに広告掲載料を納付しない場合は、納付期限の翌日から納付した日までの期間について年5.0%の割合により算定した遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

(広告掲載料の還付)

第8条 発注者は、受注者の責めに帰さない事由により本契約を解除したとき、納付済みの広告掲載料を還付する。

- 2 広告を掲載している公用車が、修理、点検、その他公務に係る事由により連続して1月を超える期間で広告を掲載できなくなったときは、1月を超える分の広告掲載料を還付する。
- 3 前2項に定める還付額を算出するにあたって、広告掲載料年額を本契約で定める広告掲載車数55台で除し、1台あたりの広告掲載料年額を算出するものとする。次に、広告掲載期間を月単位で算出し、1月未満の端数日は1月の広告掲載期間として算出する。また、本契約でいう1月は30日とする。なお、1円未満の端数がある場合は切り捨てる。
- 4 前3項に定める還付額には、利子を付さない。

(広告内容等の修正)

第9条 発注者は、広告の内容、デザイン等が各種法令基準等に違反し、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、受注者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

- 2 前項の変更及び修正にかかる費用は、受注者が負担する。

(広告内容等の変更)

第10条 受注者は、広告の内容を変更するときは、変更の2週間前までに発注者に協議し、承諾を得るものとする。

(協議による契約の解除)

第11条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、本契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、書面により発注者に催告したうえ、この契約を解除できる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 第9条の規定による広告内容等の修正を受注者が行わないとき。
- (3) 発注者が正当な理由なく当該契約または公募要領に違反したとき。
- (4) この契約の履行に関し、発注者に著しい不正又は不誠実な行為があったとき。
- (5) その他、広告掲載を継続することが適切でないと判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 受注者は自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、受注者が書面により申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(受注者の契約解除に伴う措置)

第14条 受注者は、この契約が解除されたときは、受注者の負担により速やかに広告物の撤去を行わなければならない。

(受注者の責務)

第15条 受注者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 受注者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決することとする。

(広告等の費用)

第16条 広告の作成、提出及び撤去に関する費用並びに本契約の締結に必要な費用は、受注者の負担とする。

(広告の貼り付け及び撤去)

第17条 広告の車体への貼り付け、撤去に関する作業については、発注者と受注者で協議して決定し、受注者が発注者の指示、監督下のもとに行うものとする。

- 2 受注者は、広告の車体への貼り付け、または撤去により、車体または塗装に毀損が生じた場合、現状を回復する費用を負担するものとする。

(広告物の修復)

第18条 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載の期間中に市の責において広告物が毀損し、または破損したときは、市が修復を行うものとする。その際、事業者は修復に必要な情報を市に提供するものとする。ただし、経年に起因する広告物の色あせ等の劣化については、市が修復する対象としないものとする。

(損害賠償)

第19条 受注者は、第12条の規定により本契約を解除した場合において発注者側に損害が生じたとき、発生した損害額を発注者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第20条 受注者はこの契約から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、継承、担保提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(個人情報の保護)

第21条 受注者は、業務を行うに当たり、個人情報の適切な管理のために次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 業務目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (4) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- (5) 業務を処理するために発注者から提供され又は受注者が作成又は取得した個人情報が記録された文書等を、業務が終了したときは直ちに発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- (6) 業務に従事する者に対し、業務に従事しているとき及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知するとともに、業務に従事する者の監督を適切に行わなければならない。
- (7) 受注者は、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、発注者から求められた場合には報告しなければならない。
- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (9) 業務を第三者に再委託（当該再委託につき順次にされる委託を含む。以下同じ。）してはならない。
- (10) この条に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取り扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (11) 受注者は、契約内容の遵守状況について、発注者が求めた場合には報告するものとし、その内容に変更のあった場合は随時報告するものとする。
- (12) 受注者は、受注者の責めに帰する理由により、個人情報が漏えい又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠償義務を負うものとする。
- (13) 発注者は、必要があると認めるときは受注者に対して実地の調査を行うとともに、必要な資料の提出を求めることができるものとする。

（疑義の解釈等）

第22条 この契約の定めに疑義が生じたとき、また、この契約に定めのない事項については、発注者受注者協議の上、決定するものとする。

（秘密の保持）

第23条 発注者及び受注者は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 受注者は、受注者の職員が本業務により知り得た事項の漏えい防止措置を講じるものとする。

(紛争の解決)

第24条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

広告を掲載する公用車

車両	台数	広告の大きさ	広告掲載場所
軽乗用	20台	縦40cm 横50cm	後部ドア両側面
軽貨物	3台	縦40cm 横50cm	後部ドア両側面
軽貨物ワンボックス	32台	縦40cm 横50cm	後部ドア両側面
合計	55台		

※車両は契約途中で変更となることがあります。

入札調書

件名	船橋市公用車広告掲載事業に関する一般競争入札
開札日時	平成30年12月20日 午後2時00分

(単位 円)

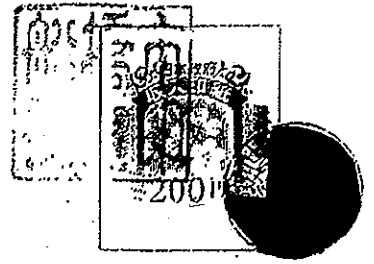
No.	事業者名	入札金額	備 考
1	長田広告株式会社	¥ 35,600	当該金額の 1% 相当額を加算し落札
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

開札立会者名

[Redacted Name]

田中 綾乃

船橋市公用車広告掲載事業契約書



1. 契約の名称 船橋市公用車広告掲載事業
2. 契約期間 平成31年3月1日から平成34年2月28日まで
3. 広告掲載料 年額 金135,600円に消費税及び地方消費税相当額を加えた額

船橋市（以下「発注者」という。）と長田広告株式会社（以下「受注者」という。）は、船橋市において市所有の公用車に広告媒体を掲載する事業（以下「公用車広告掲載事業」という。）について、次のとおり契約を締結する。

この契約を証するため本書2通を作成し、各々記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年³月 | 日

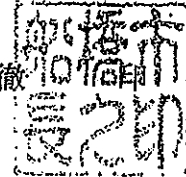
発注者 船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市

船橋市長

松戸

徹



受注者 愛知県津島市東柳原町五丁目5番地1

長田広告株式会社

代表取締役

長田

一郎

印



字削除 | 字加入

(総則)

第1条 発注者は受注者に別紙に定める公用車の外側の後部ドア両側面を提供し、受注者はこれにマグネットシート製で、着脱できる広告物を設置し、公用車広告掲載事業を実施する。

2 発注者及び受注者は、広告主、広告等について、公用車の公共性、美観及び公用車利用者への影響に配慮しなければならない。

(信義誠実の義務)

第2条 両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならないものとする。

(遵守事項)

第3条 受注者は公用車広告掲載事業の実施に際し、「船橋市屋外広告物条例」、「船橋市広告掲載に関する要綱」及び「船橋市広告掲載基準」を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約に定めるもののほか、発注者発行の公募要領を遵守するものとする。

(広告媒体等)

第4条 広告媒体、掲載場所等については、別紙のとおりとする。

(契約期間等)

第5条 契約期間は、平成31年3月1日から平成34年2月28日とする。

2 広告の掲載開始日は、平成31年3月1日以降とする。

(広告掲載料等の支払い)

第6条 広告掲載料は、年額 金135,600円に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

2 受注者は、毎年度指定する日までに発注者の発行する納入通知書により広告掲載料を支払わなければならない。

3 前2項の消費税及び地方消費税相当額は、消費税法の改正に伴い消費税及び地方消費税相当額が変更となった場合は、変更後の税率で計算した額とする。

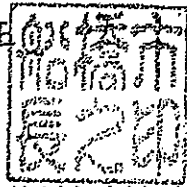
(遅延損害金)

第7条 受注者は、前条に定める納付期限までに広告掲載料を納付しない場合は、納付期限の翌日から納付した日までの期間について年5.0%の割合により算定した遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

(広告掲載料の還付)

第8条 発注者は、受注者の責めに帰さない事由により本契約を解除したとき、納付済みの広告掲載料を還付する。

2 広告を掲載している公用車が、修理、点検、その他公務に係る事由により連続して1月を超える期間で広告を掲載できなくなったときは、1月を超える分の広告掲載料を還付



する。

者は
実施
利用

- 3 前2項に定める還付額を算出するにあたって、広告掲載料年額を本契約で定める広告掲載車数55台で除し、1台あたりの広告掲載料年額を算出するものとする。次に、広告掲載期間を月単位で算出し、1月未満の端数日は1月の広告掲載期間として算出する。また、本契約でいう1月は30日とする。なお、1円未満の端数がある場合は切り捨てる。
- 4 前3項に定める還付額には、利子を付さない。

(広告内容等の修正)

市広
する。

- 第9条 発注者は、広告の内容、デザイン等が各種法令基準等に違反し、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、受注者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。
- 2 前項の変更及び修正にかかる費用は、受注者が負担する。

(広告内容等の変更)

- 第10条 受注者は、広告の内容を変更するときは、変更の2週間前までに発注者に協議し、承諾を得るものとする。

(協議による契約の解除)

- 第11条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、本契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(発注者の解除権)

いた
を支
費税

- 第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、書面により発注者に催告したうえ、この契約を解除できる。
- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
 - (2) 第9条の規定による広告内容等の修正を受注者が行わないとき。
 - (3) 発注者が正当な理由なく当該契約または公募要領に違反したとき。
 - (4) この契約の履行に関し、発注者に著しい不正又は不誠実な行為があったとき。
 - (5) その他、広告掲載を継続することが適切でないと判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

期限
害金

- 第13条 受注者は自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、受注者が書面により申し出なければならない。
 - 3 第1項の規定により広告を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

みの

(受注者の契約解除に伴う措置)

1月
還付

- 第14条 受注者は、この契約が解除されたときは、受注者の負担により速やかに広告物の撤去を行わなければならない。

(受注者の責務)

- 第15条 受注者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 受注者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決することとする。

(広告等の費用)

- 第16条 広告の作成、提出及び撤去に関する費用並びに本契約の締結に必要な費用は、受注者の負担とする。

(広告の貼り付け及び撤去)

- 第17条 広告の車体への貼り付け、撤去に関する作業については、発注者と受注者で協議して決定し、受注者が発注者の指示、監督下のもとに行うものとする。
- 2 受注者は、広告の車体への貼り付け、または撤去により、車体または塗装に毀損が生じた場合、現状を回復する費用を負担するものとする。

(広告物の修復)

- 第18条 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載の期間中に市の責において広告物が毀損し、または破損したときは、市が修復を行うものとする。その際、事業者は修復に必要な情報を市に提供するものとする。ただし、経年に起因する広告物の色あせ等の劣化については、市が修復する対象としないものとする。

(損害賠償)

- 第19条 受注者は、第12条の規定により本契約を解除した場合において発注者側に損害が生じたとき、発生した損害額を発注者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第20条 受注者はこの契約から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、継承、担保提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(個人情報の保護)

- 第21条 受注者は、業務を行うに当たり、個人情報の適切な管理のために次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 業務目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。

する。
等に
る。
責任

- (4) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- (5) 業務を処理するために発注者から提供され又は受注者が作成又は取得した個人情報が記録された文書等を、業務が終了したときは直ちに発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- (6) 業務に従事する者に対し、業務に従事しているとき及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知するとともに、業務に従事する者の監督を適切に行わなければならない。
- (7) 受注者は、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、発注者から求められた場合には報告しなければならない。
- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (9) 業務を第三者に再委託（当該再委託につき順次にされる委託を含む。以下同じ。）してはならない。
- (10) この条に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取り扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (11) 受注者は、契約内容の遵守状況について、発注者が求めた場合には報告するものとし、その内容に変更のあった場合は随時報告するものとする。
- (12) 受注者は、受注者の責めに帰する理由により、個人情報が漏えい又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠償義務を負うものとする。
- (13) 発注者は、必要があると認めるときは受注者に対して実地の調査を行うとともに、必要な資料の提出を求めることができるものとする。

よ、受

協議

生じ

て広
者は
あせ

損害

（疑義の解釈等）

第22条 この契約の定めに疑義が生じたとき、また、この契約に定めのない事項については、発注者受注者協議の上、決定するものとする。

三者
承

（秘密の保持）

第23条 発注者及び受注者は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 受注者は、受注者の職員が本業務により知り得た事項の漏えい防止措置を講じるものとする。

掲げ

（紛争の解決）

れば

第24条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

され

広告を掲載する公用車

車両	台数	広告の大きさ	広告掲載場所
軽乗用	20台	縦40cm 横50cm	後部ドア両側面
軽貨物	3台	縦40cm 横50cm	後部ドア両側面
軽貨物ワンボックス	32台	縦40cm 横50cm	後部ドア両側面
合計	55台		

※車両は契約途中で変更となることがあります。



船橋市本庁舎動画広告事業者
公募要領

令和3年2月
船橋市役所財産管理課

船橋市本庁舎動画広告事業者公募要領

1 事業概要

市役所本庁舎内において、動画モニターを設置し、市の行政案内及び民間広告を放映する事業者を公募（放映料を競う、一般競争入札）により募集するものです。

2 モニターの設置場所等

No	施設名	設置場所	画面サイズ	台数
1	船橋市役所 本庁舎	1階市民ロビー	60インチ程度 ※外形寸法に制限あり	2
2		1階中央エレベータホール	20インチ程度 ※外形寸法に制限あり	1
3		2階中央エレベータホール		1
4		3階中央エレベータホール		1

※設置場所については、P10～P12の図面を参照してください。

※モニターの外形寸法に制限があります。

(1) 1階市民ロビー 縦90cm以内、横150cm以内

(2) 各階中央エレベータホール 縦50cm以内、横90cm以内

※画面サイズに対応する機種がない場合には、市と協議のうえ設置してください。

3 事業内容

- (1) 事業者は、指定された箇所に動画モニターを設置し、市の行政案内及び民間の動画広告を放映することとします。
- (2) 事業者は、市の行政案内・民間の動画広告に係る映像制作、民間広告の広告主募集、動画モニターの設置、撤去、運用等に関する業務を行なうとともに、当該業務に要する経費の一切を負担することとします。
- (3) 事業者は、市へ放映料を納めるものとし、放映料とは別に動画モニターの運用に伴う電気料を納付することとします。

4 事業実施期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間の期間とします。

※モニターの設置については、事業実施期間前に設置することはできません。

※貸付期間満了時は、再度入札等により設置事業者を選定することとなりますので更新はありません。令和6年3月31日の満了日には、速やかに現状回復して、撤収いただくことになります。

5 モニターの仕様

- (1) 種類 薄型カラーモニター
- (2) 画面サイズ 市民ロビー 60インチ程度
各中央エレベータホール 20インチ程度
- (3) 電源 AC100V

※モニターの明るさを調整できる等、節電に配慮した低消費電力型のものとします。

(4) 取付け

- ① 壁掛け式で市役所利用者の妨げにならないほか、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならないように設置していただきます。
- ② 庁舎の景観を損なわないデザイン、色使いのものとします。
- ③ モニターの落下又は破損等により、市役所利用者に危険を生じない方法により設置していただきます。その際には、できる限り建物の躯体に負担のかからない方法で設置してください。

(5) その他

- ① タイマーにより、電源の入切が自動でなされるものとします。なお、タイマーの設定及び調整は事業者が実施するものとします。
- ② 音量調整が可能であるものとします。
- ③ 市が自由に電源の入切・音量調整できるものとします。
※「電源の入切・音量調整できる」とは、事業者がリモコン等を市に貸与し、市が状況に応じて自由に電源の入切又は音量「0」も含めた音量調整ができることとします。
- ④ その他の仕様については、市と協議の上で決定することとします。

6 設置工事等

- (1) モニターの設置・撤去にあたり、市と十分な打合せをした上で、市が指定した日時に行なうものとします。
- (2) モニター本体の設置及び撤去、修繕及び電気料など、設置運営に係る経費の一切は事業者の負担とします。
- (3) モニターの設置にあたっては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用となりますので、事前に船橋市公有財産規則第19条の規定に基づく行政財産の目的外使用に係る許可を受けることとします。なお、行政財産の使用許可申請は年度ごととします。
- (4) 契約期間の満了又は取り消し等によりモニターを撤去するときは、速やかに原状回復をすることとします。また、原状回復に係る経費の一切は事業者が負担するものとします。

7 モニターの運用等

(1) 放映時間

本庁舎開庁日の午前8時45分から午後5時15分までとします。

(2) 放映内容

① 基本構成

- ・ 広告枠の連続からなる1サイクルの構成で、市の行政案内及び民間広告を放映することとします。
- ・ 広告枠は1枠15秒程度、1サイクルは6分程度（24枠程度）での放映とします。

② 市の行政案内

- ・ 1サイクルの中でおよそ4分の1（6枠）以上を市の行政案内枠として確保することとします。
- ・ 市の行政案内の更新期間は、市の求めに応じて最短2週間から最長6カ月の間で行なうことと

します。

- ・市が提供する原稿又はデータにより、事業者が制作することとします。

③ 民間広告

- ・広告主の募集及び広告の制作は、事業者が行なうこととします。
- ・事業者は広告主及び広告の内容について、「船橋市広告掲載に関する要綱」「船橋市広告掲載基準」「船橋市動画広告事業に関する取扱基準」及び関係法令の規定を遵守するとともに、市の審査を受け承認を得なければならないこととします。なお、この場合において、事業者は以下の資料等を市の指定する日までに提出しなければなりません。

ア 広告主の市税納付確認書（市内に事務所、事業所等を有する者の場合）

イ 広告主の誓約書（第4号様式）

ウ 広告内容がわかるような絵コンテ等資料（様式任意）

エ 広告主及び広告内容について事業者がチェックしたチェック表1と2

オ 広告主の一覧（様式任意）

※令和3年2月19日現在、新型コロナウイルス感染症の影響により本事業においては「ア 広告主の市税納付確認書」は必要書類とはいたしません。しかしながら、今後市が必要であると判断した後は、広告主の市税納付確認書を提出していただきます。

- ・事業者は広告主及び広告内容について、市の審査・承認を受けていない民間広告は放映できないものとします。
- ・市が適正でないと認めるときは、放映前、放映中にかかわらず、いつでも事業者に対し、広告主の変更及び広告内容の修正を指示することができるものとし、事業者はその指示に従わなければならないものとします。
- ・審査の結果及び修正の指示等によって生じた経費の一切は事業者が負担するものとします。

④ 放映の停止等

- ・市は、災害等緊急時において放映を停止することができるものとします。
- ・市は、市の業務等に支障があると認めるときは、放映時間内であっても、音声出力又は放映の一時停止の指示を行なうことができるものとし、事業者はその指示に従わなくてはならないものとします。
- ・音声出力又は放映の一時停止によって生じた経費の一切は、事業者が負担するものとします。

⑤ 事業計画書の提出

事業者は、本事業の実施に際し、モニターの仕様、モニターの施工管理方法、放映する動画広告及び行政案内の構成等、モニターの運用及び広告等の内容に関する事項、広告主との契約書のひな形又は定型約款等についてあらかじめ市と協議のうえその承認を受けた後、当該事項を記した事業計画書を提出していただきます。

8 維持管理等について

- (1) モニターの維持管理は、設置事業者の責任において行ってください。
- (2) 平日夜間及び閉庁日には、タイマー等の設置によりモニターの電源が切れるようにしてください。
- (3) 事業者は、モニターの設置、撤去、清掃及び放映する広告等の変更の作業等を行う場合は、事前に市と日程を調整してください。
- (4) 事業者は、モニターが毀損、汚損、紛失等した場合は、速やかに復旧等の適切な措置を行なっていく

ださい。また、その経費は、事業者の負担とします。

- (5) 事業者は、常に節電に取り組むものとし、市から電力供給不足による節電の要請があった場合については、放映時間の短縮等の節電対策に協力していただきます。なお、節電対策による放映料の返金はいたしません。

9 その他

- (1) 市は、動画広告の放映期間中に事業者の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、放映を中止することができるものとします。その場合、中止によって生じた経費の一切は事業者が負担するものとします。
- (2) 広告主の問題により、市が放映を取止め等したときには、事業者と広告主の間の契約について市は何ら関与しないととも、事業者が市に払う放映料の減額又は返還等を行いません。
- (3) 事業者は、モニターの設置及び広告等の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとします。
- (4) 事業実施期間中、1階ロビーのレイアウト変更により、モニターを移動する必要が生じた場合は、市が指定する場所に移動していただきます。なお、モニター移動による経費は、事業者の負担とします。
- (5) 事業者は、一年に一度売上件数及び売上金額の合計等を市に報告するものとします。
市は報告内容について情報公開条例に基づき適切に管理していきます。
- (6) 事業者は、放映中の広告一覧をモニター付近に配架することとします。
- (7) その他事業の実施に際して疑義が生じた場合は、そのつど市と事業者が協議のうえ対応を決定することとします。
- (8) 本市が公用若しくは公共用に供するため契約を解除する場合、既納の放映料のうち、未経過期間分を日割り計算により返還します。

なお、事業者が契約条件に違反するなど事業者の責に帰すべき理由による契約解除や事業者の自己都合による契約解除の場合は、既納の放映料は返還しません。

- (9) 事業者は、契約期間中に自己都合により、契約を解除する場合には、放映料とは別に放映料(年額)の12分の3相当額の違約金を市にお支払いいただきます。

なお、この場合、同事業にかかる次回以降の公募参加に制限があります。

10 放映料等

(1) 放映料

- ① 放映料は、入札額に消費税相当分を加算した額とします。(年額)

なお、本市において、最低価格(公表はしません。)を設定します。最低価格未満の入札は失格とします。

- ② 放映料は、年度毎に市が指定する期日までに、一括前納していただきます。

放映料の消費税相当分については、契約期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率(毎年度4月1日の消費税率)により算定した額とします。

(2) 電気料

① モニターの設置・管理に伴う電気料は、放映料とは別に市が発行する納付書により支払うこととなります。

② 電気料は、モニターカタログ等の最大消費電力を基に、本庁舎の実績単価から次のとおり市が算出するものとします。

$$\text{電気料 (円未満切捨て)} = \{ \text{電力量料金単価 (円/KWh)} \times (\text{定格消費電力} \times 8.5 \text{ 時間}) \times \text{実稼働日数}$$

1.1 応募要件等

(1) 応募要件

① 基本的要件

ア 動画広告の製作・運営に意欲ある者であること

イ 国又は地方公共団体と、直近2年間に動画広告事業の運営実績があること

② 資格制限

次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

~~イ 法人税及び消費税（地方消費税を含む）を滞納している者~~

~~ウ 市内に事務所、事業所等を有する者にあつては市税を滞納している者~~

エ 船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は同条例第7条に規定する暴力団密接関係者に該当する者

オ 千葉県暴力団排除条例（平成23年条例4号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

なお、入札参加資格確認の際又は、契約後において、船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）の施行に伴い、申込者（契約者）が暴力団関係者でないことを船橋警察署又は、船橋東警察署を通じて千葉県警察本部に照会する場合がありますので、ご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、本公募に係る入札については、「イ 法人税及び消費税（地方消費税を含む）を滞納している者」「ウ 市内に事務所、事業所等を有する者にあつては市税を滞納している者」を資格制限の対象としません。そのため、6、7ページ⑤提出書類のうち、⑨の提出は不要です。

③ 入札保証金、契約保証金

今回の入札に係る、入札保証金・契約保証金は、免除いたします。

ただし、落札業者と決定した者が、正当な理由なく期限までに本契約を締結しない場合には、事業実施期間分の放映料に対して100分の5に相当する額を違約金として市へ支払うものとします。

(2) 応募申し込み

① 応募申込書等の配布期間及び配布場所（入札公告期間）

配布期間（入札公告期間）	配付方法
令和3年2月19日（金）から 令和3年3月5日（金）まで	市のホームページからダウンロードしてください。

② 参加登録申請

登録申請期間	登録申請の方法等
令和3年3月1日(月)から 令和3年3月8日(月)まで	<p>本公募要領6、7ページ提出書類の①～⑪までの該当する書類を令和3年3月8日(月)までに<u>財産管理課に持参もしくは簡易書留で郵送(期限必着)にて提出</u>してください。</p> <p>登録申請後、書類審査をして、本市より「入札参加登録決定(否決)通知」を関係書類と共に返送いたします。</p> <p>※郵送する場合は財産管理課まで必ず電話連絡してください。</p> <p>TEL: 047-436-2172</p>

③ 質疑応答

質問期間	回答方法
<p>令和3年2月22日(月)から 令和3年3月1日(月)午後3時まで</p> <p>質問は、「第1号様式」を使用して、E-mail又はFAXで問い合わせください。</p> <p>E-mail: zaisankanri@city.funabashi.lg.jp FAX: 047-436-2058</p> <p>※E-mail又はFAX送付後は、財産管理課まで必ず電話連絡してください。</p> <p>TEL: 047-436-2172</p>	<p>市(財産管理課)のホームページにて回答いたします。</p> <p>回答(予定) 令和3年3月3日(水)</p>

④ 入札書提出

提出期間	提出方法
<p>令和3年3月11日(木)から 令和3年3月17日(水)まで</p>	<p>提出は郵送のみで、本市から送付した「<u>入札書</u>」及び「<u>返信用封筒</u>」を必ず使用して、<u>簡易書留郵便</u>により、<u>令和3年3月17日(水)必着</u>とします。</p>

⑤ 提出書類

No	提出時期	提出書類	法人	個人
①	参加登録 申請時	入札参加申込書(第2号様式)	○	○
②		誓約書(第3号様式)	○	○
③		委任状(第5号様式)※支店長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合のみ必要	○	○

④		登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）	○	△
⑤		身分証明書（本籍地で発行）	△	○
⑥		印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内の原本）	○	○
⑦		有価証券報告書又は決算書（直近のもの）	○	△
⑧		確定申告書及び申告決算書（収支明細書・資産負債調べの欄の記載のあるもの）	△	○
⑨		納税証明書（全ての国税で、法人は納税証明書その3の3、個人は納税証明書その3の2を提出、市内に事務所・事業所等を有する法人、住所等を有する個人は、市税納付確認書も必要）	⊖	⊖
⑩		官公署における直近2年間の動画モニター設置の実績に関する書類（書式は任意、A4で作成）	○	○
⑪		120円切手を貼付した返信用封筒（角2） *入札参加登録決定（否決）通知書を送付します。	○	○
⑫	入札時提出	入札書（第6号様式） *入札参加登録決定書と共に送付します。	○	○
⑬	落札した時	モニターの様態、モニターの施工管理方法、放映する動画広告及び行政案内の構成等、モニターの運用及び広告等の内容に関する事項、広告主との契約書のひな形又は定型約款等を記した事業計画書（書式は任意、A4で作成）	○	○

注意

※①から⑪までの該当する書類を、令和3年3月1日（月）から令和3年3月8日（月）までに、一部ずつを簡易書留郵便で提出してください。

※委任状を提出した場合は、入札書（第6号様式）を代理人で提出できます。（その他の書類は代理人での提出はできません。）

※提出された、①から⑪までの書類を審査して、入札参加登録をします。登録決定された事業者には、入札参加登録決定通知書と共に「入札書」と「返信用封筒」を送付いたします。

※提出していただいた書類の訂正はできません。提出書類に漏れ、不備がある場合、又は、資格要件がない事業者は、入札参加登録ができず、入札には参加できません。十分確認のうえ提出してください。また、提出した書類は、お返しすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

※入札書の提出は、本市から送付する「入札書」と「返信用封筒」を必ず使用してください。他の物を使用した場合は、失格といたします。また、入札書は、本市が送付した「返信用封筒」を使用し、封筒に入れ糊付け封入し、事業者名を必ず記入して簡易書留郵便で郵送してください。

入札書及び返信用封筒に記載漏れがあった場合は、失格といたします。

令和3年3月17日（水）必着でお願いします。（その後に到着した分は、無効とします。）

※落札が決定された事業者には、⑬の事業計画書を速やかに提出いただきます。

(3) 設置事業者の決定方法

設置事業者の決定の手順については、次のとおりです。

① 入札書の開札

開 札 下記日時及び場所で応募いただいた「入札書」を開札します。

立ち会い 応募者の中から立会人2者をお願いいたします。急ぎよ立ち会えなくなった時には、市で設置事業者の決定事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

傍 聴 傍聴は自由とします。なお、定刻（午後4時30分）以降の入室はできません。

比 較 入札書を開札し、最低価格以上で最高金額を提示した者が設置事業者となります。ただし、同価格の応募者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きによって設置事業者を定めます。くじ引きは、市で設置事業者の決定事務に関係のない職員が行います。

そ の 他 入札書提出後に書換、引換又は撤回をすることはできません。

入札書の比較日時 令和3年3月19日（金）午後4時30分

会場 船橋市役所 113 会議室（本庁舎 11 階）

② 入札書の比較結果の通知

入札書の比較結果については、応募者に対し速やかに文書をもって通知するとともに、市のホームページに掲載します。

③ 入札書の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とします。

ア 参加資格のない者が提出した入札書

イ 同一人が提出した2以上の入札書

ウ 明らかに不正行為によって提出されたと認められる入札書

エ 価格金額の訂正された入札書

オ 記名押印（署名捺印）のない入札書

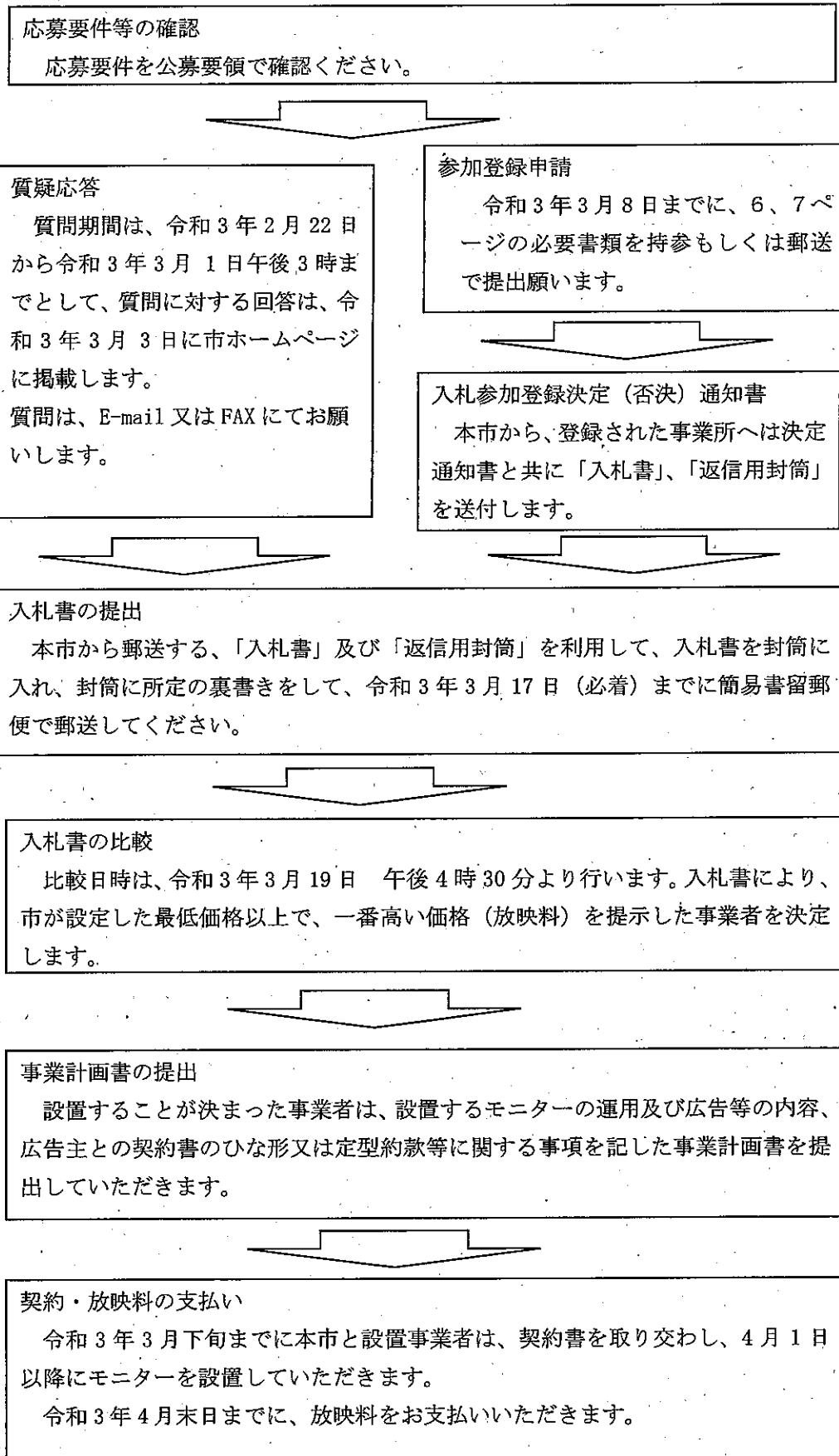
カ 金額その他記載事項が明らかでない入札書

キ 全ての事項が記載されていない入札書

ク 所定の記載事項以外の事項が記載された入札書

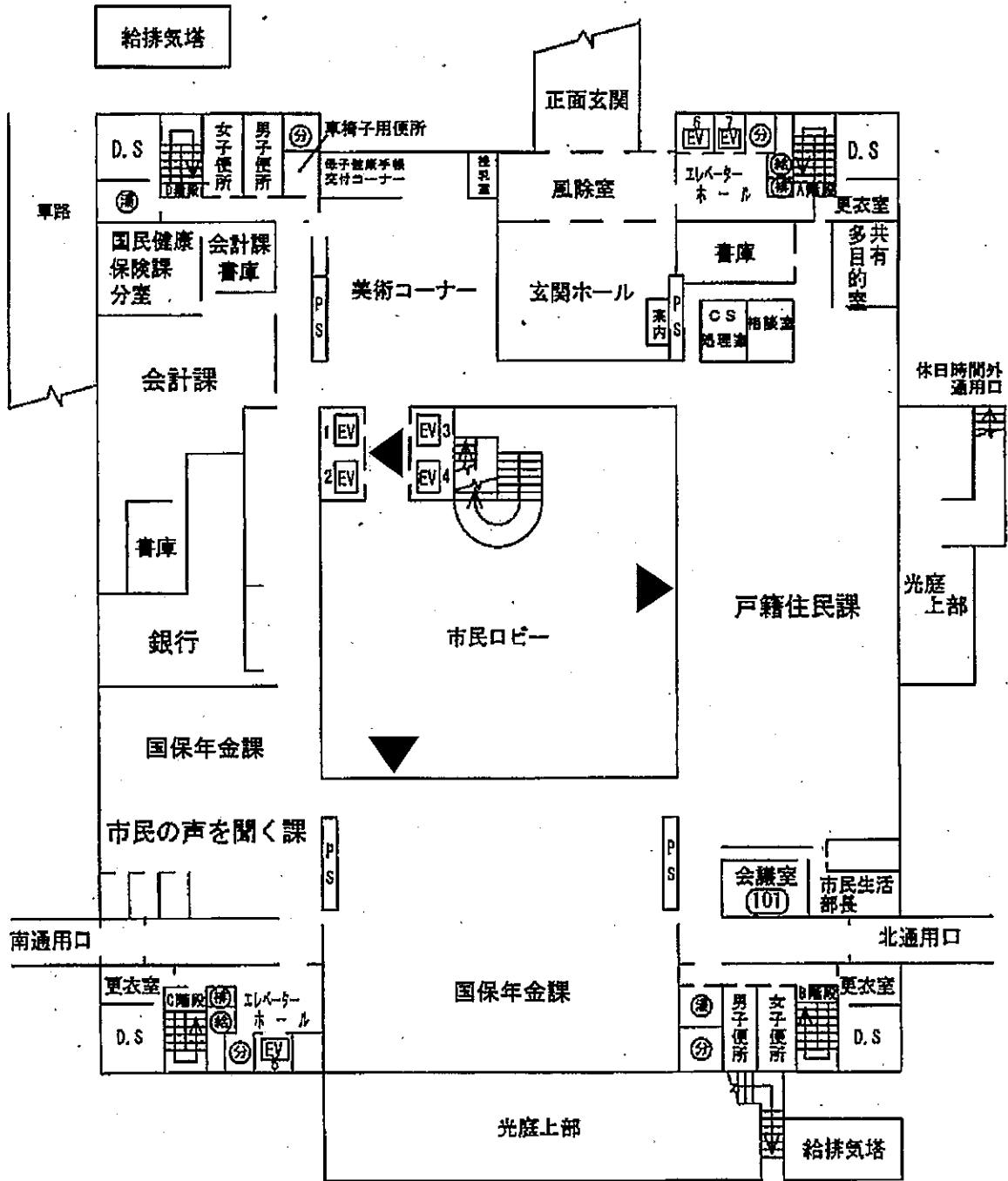
ケ 前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反して提出した入札書

～応募から契約等までの流れ～



船橋市本庁舎動画広告事業 モニター設置場所

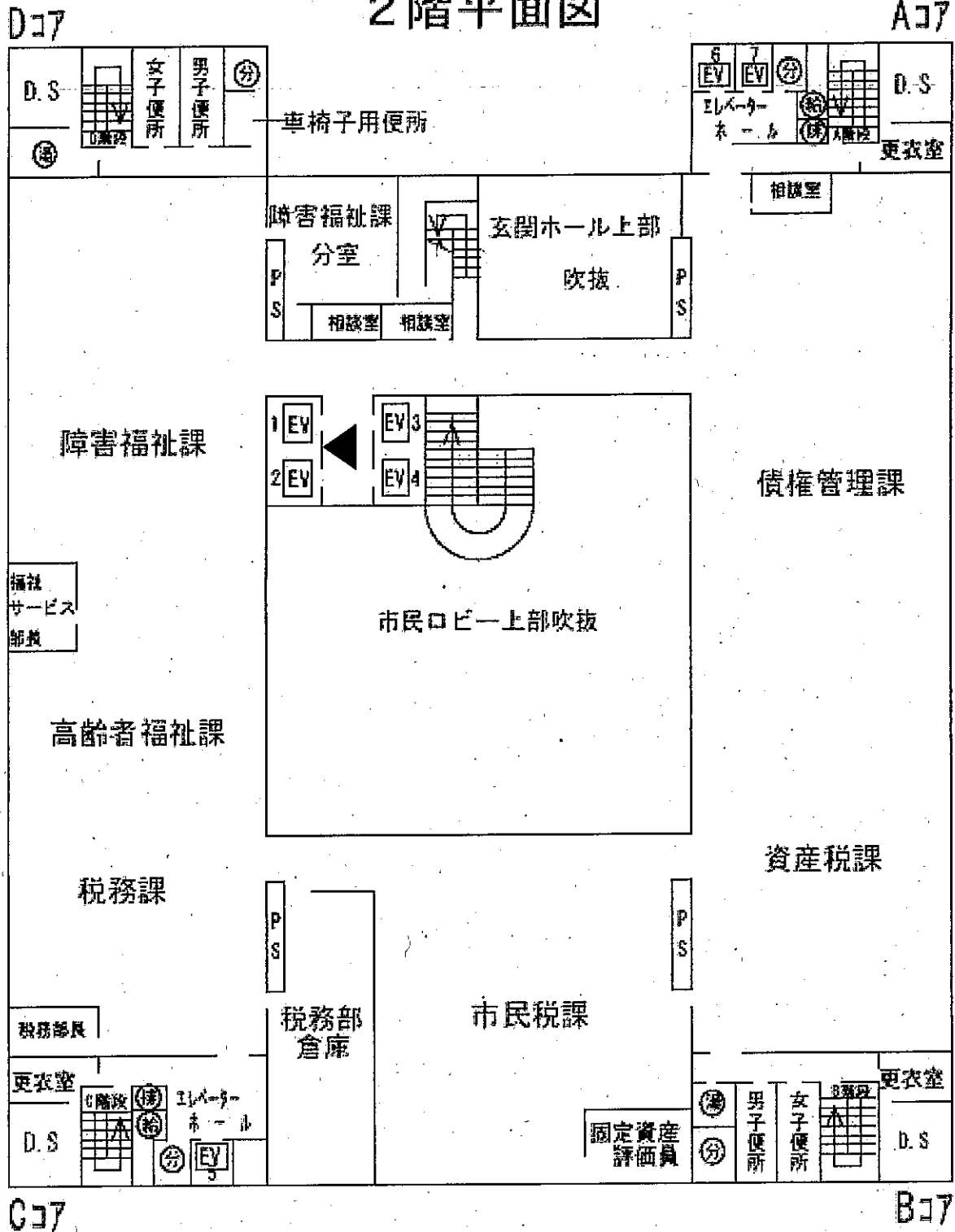
1階平面図



▶ モニター設置個所

船橋市本庁舎動画広告事業 モニター設置場所

2階平面図



質 問 書

第1号様式

令和 年 月 日

船橋市長あて

船橋市本庁舎動画広告事業者公募要領の下記の件について質問します。

<p>【質問箇所】</p> <p>船橋市本庁舎動画広告事業者公募要領 ページ</p> <p>項 目 _____</p>
<p>【質問内容】</p>

住 所 _____

氏名または名称

代表者職氏名 _____

<事務担当者>

所属部署

氏 名

電 話

メールアドレス

FAX

受付番号	
------	--

入札参加申込書



第2号様式

令和 年 月 日

船橋市長あて

「船橋市本庁舎動画広告事業者公募要領」の各条項を承知の上、入札参加の申込みをいたします。

<応募者>

住所または所在地

氏名または名称

代表者職氏名

印

印鑑登録している印

<事務担当者>

所属部署

氏名

電話

FAX

メールアドレス

※同封する書類について、「法人」または「個人」欄に○印の記入をお願いします。

NO	提出書類	法人	個人
1	入札参加申込書（第2号様式）		
2	誓約書（第3号様式）		
3	委任状（第5号様式） ※支店長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合のみ必要		
4	登記事項証明書		
5	身分証明書（本籍地で発行）		
6	印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内の原本）		
7	有価証券報告書又は決算書（直近のもの）		
8	確定申告書及び申告決算書（収支明細書・資産負債調べの欄の記載のあるもの）		
9	官公署における直近2年間の動画モニター設置の実績に関する書類 （書式は任意、A4で作成）		
10	120円切手を貼付した返信用封筒（角2） ※入札参加登録決定（否決）通知書を送付します。		

誓 約 書

(入 札 参 加 者 用)

令和 年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所

氏名または名称

代表者職氏名

印

印鑑登録している印

件 名 船橋市本庁舎動画広告事業に関する一般競争入札

- 1 上記の入札に対し、連合等により入札の公正を害するような不正行為をしていないことを誓約いたします。
- 2 入札終了後において、連合等の疑いが生じたときは、市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約いたします。
- 3 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないことを誓約します。
- 4 船橋市広告掲載に関する要綱第3条第1項各号に該当しないことを誓約します。
- 5 船橋市広告掲載基準第4条各号に該当しないことを誓約します。
- 6 契約前又は契約後において、暴力団関係者でないことを確認するために船橋警察署又は船橋東警察署を通じて千葉県警察本部に照会する場合があること、また、照会する場合はすべての役員の氏名、生年月日、性別、住所の情報を提供することに同意します。
- 7 前六項目の誓約に反することが明らかになった場合、市による調査に協力するとともに、広告の掲載の取止めその他の市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約します。

誓 約 書
(広 告 主 用)

令和 年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所

氏名または名称

代表者職氏名 _____ 印

印鑑登録している印

件 名 船橋市本庁舎動画広告事業

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないことを誓約します。
- 2 船橋市広告掲載に関する要綱第3条第1項各号に該当しないことを誓約します。
- 3 船橋市広告掲載基準第4条各号に該当しないことを誓約します。
- 4 契約前又は契約後において、暴力団関係者でないことを確認するために船橋警察署又は船橋東警察署を通じて千葉県警察本部に照会する場合があること、また、照会する場合はすべての役員の氏名、生年月日、性別、住所の情報を提供することに同意します。
- 5 前四項目の誓約に反することが明らかになった場合、市による調査に協力するとともに、広告の掲載の取止めその他の市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約します。

委任状

令和 年 月 日

船橋市長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

印鑑登録している印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

この場合、次の印鑑を入札及び契約の締結等に使用するものとして届出ます。

住 所

受任者 商号又は名称

職 氏 名

印

記

委任事項

船橋市本庁舎動画広告事業に係る

- (1) 入札に関する一切の権限
- (2) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- (3) 契約代金の支払いに関する一切の権限
- (4) その他前各号に付帯する一切の権限

※ この委任状を提出することにより、上記委任事項については受任者の氏名及び印で行うこととなります。

記入例

第6号様式

入札書は、封筒に封入し、裏面に応募者名を記入してください。

入札書

令和 年 月 日

船橋市長 あて

件名 船橋市本庁舎動画広告事業に関する一般競争入札

金額 (年額)		十億			百万			千			円
					1	0	0	0	0	0	0

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

船橋市本庁舎動画広告事業者公募要領の内容を承知の上、放映料の入札をします。

放映料100万円(1年間の金額)を記載の場合、実際に支払う放映料は、消費税相当額を加え110万円となります。

住所 船橋市〇〇〇1-2-3

氏名または名称 △△△△株式会社

代表者職氏名 代表取締役社長 船橋 太郎

印

印鑑登録している印
又は委任状の印

委任状を提出した場合は、受任者の住所、職氏名と印鑑を押印ください。

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所 _____

氏名または名称

代表者職氏名 _____ 印

印鑑登録している印

件 名 船橋市本庁舎動画広告事業に関する一般競争入札

上記について、都合により入札を辞退します。

注意 この届は、入札前までに、必ず財産管理課に直接持参してください。

市税納付確認書

以下の同意欄にチェックしてください。

市税納付確認 同意記入欄	私に関する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
同意する場合、以下の申請者欄をご記載の上、《行政サービス所管課》に提出してください。	
同意しない場合、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、《行政サービス所管課》に提出してください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3週間以内に市税を納付した場合は、その領収書をご持参ください。税務課で確認印を受ける場合、多少お時間を要する場合がありますので予めご承知置きください。	

※申請者は、申請者欄を自筆でご記載ください。法人の場合、代表者印を押印してください。

※なお、代理人が申請に来庁する場合のみ、委任欄まで記載し、押印してください。

申請者欄	申請者	住所	
		氏名・名称（カナ） 氏名・名称	①
		生年月日（法人は不要）	明・大・昭・平 年 月 日
委任欄	代理人 （窓口に来られる方）	住所	
		氏名	
	上記の者を代理人と定め、市税納付確認に関する事項について委任します。	委任者（申請者）氏名	①
使用目的	船橋市（本庁舎動画広告事業入札参加登録）申請に伴う納税確認のため 提出先部署名：（財産管理課）		

（市記入欄）※以下には記載しないでください。

住民（法人）コード							
税目、本人確認書類チェック欄				税務課確認欄			
船橋市税全税目 本人確認書類 □運転免許証、□パスポート □その他（ ）				滞納なし （日付入確認印）			
				年度・税目指定欄 （指定ある場合のみ）			

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

本確認書の有効期間は税務課確認日より3か月間とします。

船橋

内部照会に同意する場合、市税納付確認書は、各行政サービス所管課にご提出ください。

同意しない場合、税務課に持参し、納税確認をしてください。

市税納付確認書（記載例）

提出日：令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

市税納付確認書

申請する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに

市税納付確認
同意記入欄

同意します 同意しません

同意する場合、以下の申請者欄をご記載の上、《行政サービス所管課》に提出してください。同意しない場合、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、《行政サービス所管課》に提出してください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3週間以内に市税を納付した場

内部照会に同意するか、申請者本人が来庁する場合は、申請者欄のみ記載してください。

※申請者は、申請者欄を自筆でご記載ください。法人の場合、代表者印を押印してください。

※なお、代理人が申請に来庁する場合のみ、委任欄まで記載し、押印してください。

申請者欄	申請者	住所	千葉県船橋市湊町2丁目10番25番		
		氏名・名称（カナ）	フナバシ タロウ		
		氏名・名称	船橋 太郎 印		
		生年月日（法人は不要）	明・大・ 昭 平	〇〇年	〇〇月 〇〇日
委任欄	代理人 (窓口に来られる方)	委任者氏名は、必ず委任者（申請者）が自筆してください。	千葉県船橋市湊町2丁目10番25番		
			船橋 花子 印		
	上記の者を代理人と定め、市税納付確認に関する事項について委任します。	委任者（申請者）氏名	船橋 太郎 印		
使用目的	船橋市（ 〇〇事業 ）申請に伴う納税確認のため 提出先部署名：（ 〇〇課（〇〇事業所管課） ）				

個人による申請の場合、押印は不要です。法人は代表者印を押印してください。

代理人を定める場合、委任者（申請者）印を必ず押印してください。法人の場合、代表者印を押印してください。

(市記入欄) ※以下には記載しない

以下は税務課の記入欄なので、記載しないでください。

住民（法人）			
税目、本人確認書類チェック欄	本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証、 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他（ ）	滞納なし (日付入確認印)	
年度・税目指定欄 (指定ある場合のみ)		(確認日記入)	

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

本確認書の有効期間は税務課確認日より3か月間とします。

チェック表1

船橋市広告掲載要綱第3条、広告掲載基準第4、5条に基づく確認事項

広告主:

(要綱第3条より) 広告内容が市民生活に関連したものであって、次の全てに該当することの確認

- 公の秩序又は善良な風俗に反していない
- 法令等に違反していない
- 市の信用又は品位を害しない※広告代理店方式の場合は市(所管課)が判断します。
- 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関していない
- その他市長が不適当であると認めるものでない
※広告代理店方式の場合は市(所管課)が判断します。

(基準第4条より) 規制業種又は業者についての確認

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定されている業種でない
- 風俗営業類似の業種でない
- 現在又は前身が暴力団若しくはこれに類する組織又はそれらの関連企業でない
- たばこ、その他市民の健康上、好ましくないとされるものでない
- 占い、運勢判断に関するものでない
- 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等各種法令に抵触していない
- 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業でない
- 商品先物取引に関するものでない
- その他、市長が広告として掲載することが、不適当であると認める業種又は業者でない
※広告代理店方式の場合は市(所管課)が判断します。

(基準第5条より) 掲載基準についての確認

- 人権侵害、名誉毀損の恐れがない
- 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するものでない
- 第三者を誹謗、中傷又は排斥していない
- 宗教団体による布教活動を目的としていない
- 非科学的又は迷信に類するもので、読者を惑わせたり、不安を与える恐れがない
- 国内世論が大きく分かれていない
- 市の事業の円滑な遂行に支障をきたさない
※広告代理店方式の場合は市(所管課)が判断します。
- 市税の滞納がない者の広告である
※広告代理店方式の場合は市(所管課)が判断します。
- 大げさな表現や根拠のない表現(世界一、日本一、一番など)でない
- 射幸心を著しくあおる表現(今しかない、最後のチャンスなど)でない
- 広告の内容と無関係で必然性のない水着姿又は裸体姿でない
- 暴力や犯罪を肯定又は助長しない
- 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現でない
- 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるものでない
- ギャンブル性を肯定していない
- 青少年の人体・精神・教育に有害でない

広告代理店名	担当者氏名

市・担当者所属	担当者氏名

チェック表2	
船橋市広告掲載基準第6条に基づく確認事項 ※(1)～(21)の業種は以下によりそれぞれチェックします。(22)はすべての業種でチェックが必要です。	
(1) 語学教室	(11) 旅行業
□ 1か月で確実にマスターできる等の安易さや、授業料・受講料の安価さを強調する表示をしてはならない。	□ ア 広告主の旅行者又は旅行者代理業者は、日本旅行業協会又は全国旅行業協会の会員でなければならない。
(2) 学習塾・予備校(専門学校を含む)	□ イ 所在地、補償の内容を明記しなければならない。
□ ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示しなければならない。	□ ウ 不当表示をしてはならない。
□ イ 上記実績は、確実な証拠資料に基づかなければならない。	例: 白夜でない時期の「白夜旅行」や行程にない場所の写真等の表示。
□ ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは、広告掲載してはならない。	(12) 通信販売業
(3) 外国大学の日本校	□ ア 会社の概要、商品カタログなどを検討し、本市が妥当と判断したものに限り広告掲載することができる。
□ 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません」という主旨を明確に表示しなければならない。	□ イ 特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに同法施行規則第8条から11条の規定に反してはならない。
(4) 資格講座	(13) 雑誌、週刊誌
□ ア 受講する資格の内容を明記しなければならない。民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも、国家資格であるといった誤解を招くような表示をしてはならない。	□ 次のものは広告掲載してはならない。
□ イ 「行政書士講座」などの講座には、講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、「資格取得には別に国家試験を受ける必要があります」など、資格取得に必要な事項を表示しなければならない。	□ ア 公の秩序に反するような内容を掲載したもの
□ ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としたものは広告掲載してはならない。	□ イ 虚偽又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を掲載したもの
□ エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤解される表示をしてはならない。	□ ウ プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがある内容を掲載したもの
(5) 病院・診療所・助産所など(イ以降は(8)に対しても適用する。)	□ エ 有害図書と認められるもの
□ ア 医療法第6条の5又は第9条の7、関係法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制の関連規定、及び獣医療法第17条の規定の範囲内で表示しなければならない。	(14) 結婚相談所、交際紹介業
□ イ 提供する医療の内容が、他の医療機関等と比較して優良である旨の表示をしてはならない。	□ ア 結婚相手サービス協会に加盟していることを明記しなければならない。
□ ウ 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示してはならない。	□ イ 料金の表示及び成功報酬の有無を表示しなければならない。
□ エ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記しなければならない。また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。	(15) 調査会社、探偵事務所
(6) 施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復)	□ 名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、表示することができる。
□ ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定の範囲内で表示しなければならない。	(16) 労働組合等一定の社会的立場と主張を掲げた組織
□ イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならない。	□ ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、表示することができる。
□ ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(カイロプラクティック、整体院、エッセティック等)の広告掲載はしてはならない。	□ イ 主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)する出版物の広告は、広告掲載してはならない。
(7) 介護保険法に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等	(17) 基金
1) サービス全般(老人保健施設を除く)	□ 厚生労働大臣または都道府県知事の許可を得たものであることを明記しなければならない。
□ ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。	(18) 質屋、チケット等買取販売業
□ イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。	□ ア 個々の相場、金額等は表示してはならない。
□ ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。	例: ○○○のバッグ30,000円、航空券 東京～福岡 18,000円
例:「船橋市事業受託事業者」等	□ イ 有利さを強調させるような表示はしてはならない。
2) 有料老人ホーム	(19) トランクルーム及び貸し収納業者
(1)のほか、次の規定に適合していること。	□ ア 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者(マル運マーク付き)であることとを明記しなければならない。
□ ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。	□ イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用してはならない。また、「当社の○○は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等の主旨を明確に表示しなければならない。
□ イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。	(20) 人材募集広告
□ ウ 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運用基準に抵触しないこと。	□ ア 労働基準法等関係法令を遵守しなければならない。
3) 有料老人ホーム等の紹介業	□ イ 人材募集に見せかけて、死生等の勧誘やあつちの疑いのあるものは広告掲載してはならない。
□ ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものとする。	□ ウ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは広告掲載してはならない。
□ イ その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。	(21) 不動産広告
4) 介護老人保健施設	□ ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記しなければならない。
□ 介護保険法第98条に規定する内容以外は、表示してはならない。	□ イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引態様、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記しなければならない。
(8) 医薬品業	□ ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従わなければならない。
□ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第66条から68条の規定を遵守し、広告掲載しなければならない。	□ エ 契約を急がせる表示をしてはならない。
ただし、次のような表示をしてはならない。	(22) その他、表示について注意を要するもの
□ ア 最大級及びそれに類する表示	□ ア 割引価格の表示については、その根拠を明確に表示しなければならない。
□ イ 効能、効果及び安心を保証する表示(使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等)	例:「メーカー希望価格の10%引き」
(9) 健康食品・機能性食品類	□ イ 比較広告は、主張する内容が客観的に裏付けされなければならない。
□ あくまで食品でなければならず、医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量などの表示をしてはならない。	□ ウ 無料で参加、体験できるものは、費用が別途かかる場合には、その旨を明示しなければならない。
例:1日3回、毎食後3錠お飲みください。(服用に関する表示)	□ エ 肖像権・著作権は、無断使用してはならない。
生活習慣病の予防に。(効果・効能の表示)	□ オ 広告主の所在地及び連絡先は、明確に表示しなければならない。ただし、広告媒体の性質や広告の内容によりやむを得ない又はその必要がないと認められるときは、この限りでない。
疲れ目を治します。(特定部位への効果の表示)	
「延命の薬○○」、「漢方秘伝○○」(医薬品と紛らわしい表示)	□ カ アルコール飲料は、未成年者の飲酒禁止の文言を必ず表示しなければならない。また、未成年者の飲酒を誘発するような文言及びデザインを表示してはならない。
(10) 弁護士、税理士、公認会計士等	
名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、次のような表示をしてはならない。	
□ ア 顧問先、又は依頼者名(同意書がある場合を除く)	
□ イ 誇大又は過度な期待を抱かせるもの	
例:たちどころに解決します。	

入札調書

件名	船橋市本庁舎動画広告事業者公募に関する一般競争入札
開札日時	令和3年3月19日(木) 午後4時30分

(単位 円)

	事業者名	入札金額	備考
1	長田広告株式会社	3,000,000	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

開札立会者名

長田広告(株)

印

財務管理課

杉川 由香

印



船橋市本庁舎動画広告事業契約書



- 1. 契約の名称 船橋市本庁舎動画広告事業
- 2. 契約期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3. 放映料 年額 3,000,000円に消費税相当額を加算した額

船橋市（以下「発注者」という。）と長田広告株式会社（以下「受注者」という。）は、船橋市役所本庁舎において動画広告及び行政案内（以下これらを「広告等」という。）を放映する事業（以下「動画広告事業」という。）について、次のとおり契約を締結する。
この契約を証するため本書2通を作成し、各々記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年4月1日

発注者 船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市

船橋市長

松戸



受注者 愛知県津島市東柳原町五丁目5番地1

長田広告株式会社

代表取締役

長田

一郎

印

(総則)

- 第1条 発注者は受注者に船橋市役所本庁舎の一部を提供し、受注者はこれに動画広告事業用のモニターを設置し、動画広告事業を実施する。
- 2 発注者は、担当者を定め、受注者に対し行政案内の制作に必要な情報を提供する。
- 3 発注者及び受注者は、広告主、広告等について、市役所の公共性、美観及び市役所利用者への影響に配慮しなければならない。

(事業実施場所等)

- 第2条 動画広告事業の実施場所は、船橋市役所本庁舎内の発注者の指定した場所とする。
- 2 受注者は、動画広告事業の実施に伴うモニターの設置に際し、船橋市公有財産規則に基づき行政財産使用許可申請書を提出し、発注者の行政財産目的外使用の許可を受けなければならない。
- 3 行政財産の使用許可は年度ごとに申請しなければならない。ただし、契約期間中は、特別の事情がない限り更新できる。
- 4 モニターの設置にかかる費用及びモニターの運用にかかる電気料金は受注者の負担とする。

(契約期間等)

- 第3条 契約期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日とする。
- 2 広告等の放映開始日は、令和3年4月1日以降とする。

(放映料)

- 第4条 放映料は、年額3,000,000円に消費税相当額を加算した額とする。
- 2 受注者は、毎年度の発注者の指定する日までに発注者の発行する納入通知書により、発注者に支払わなければならない。
- 3 第1項の消費税相当額は、毎年度4月1日の消費税率を適用するものとし、消費税法の改正に伴い消費税率が変更となった場合は、変更後の税率で計算した額とする。

(契約保証金)

- 第5条 本契約の契約保証金は、船橋市契約規則第34条第5号の規定により免除とする。

(遅延損害金)

- 第6条 受注者は、発注者の指定する期限までに放映料を納付しない場合は、納付期限の翌日から遅延日数に応じ、当該金額に民法第404条に規定する利率の割合で計算した金額(100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときには、その端数金額又はその金額を徴収しない)を遅延損害金として、発注者の発行する納付書により発注者に納付しなければならない。

(電気料)

第7条 受注者は、モニターに係る電気料について、発注者の発行する納入通知書により、次に定めるところにより算出する額を、当該納入通知書で指定する日までに発注者に納入しなければならない。

$$\text{電気料 (月額・円未満切捨て)} = \{ \text{電力量料金単価 (円/Kwh)} \times (\text{定格消費電力} \times 8.5 \text{時間}) \times \text{稼働日数} \}$$

(遵守事項)

第8条 受注者は動画広告事業の実施に際し、「船橋市広告掲載に関する要綱」、「船橋市広告掲載基準」、及び「船橋市動画広告事業に関する取扱基準」(以下「要綱等」という。)を遵守しなければならない。

(事業計画の提出及び承認)

第9条 受注者は、モニターの仕様、運営、広告等の内容その他動画広告事業の実施に関する事項について、あらかじめ発注者と協議しその承認を受けた後、当該事項を記載した事業計画書を発注者に提出しなければならない。

(広告主及び広告等の内容の承認)

第10条 受注者は、広告主の選定及び広告等の内容について、動画広告事業として適正であるか予め審査を受けなければならない。

- 2 前項の審査は、受注者が自己の都合により広告主及び広告等の内容を変更するときも行う。
- 3 受注者は、前2項に定める審査を受けるため、放映する広告等についてのデータ等必要な資料を発注者の指定する日までに、発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は審査の結果、広告主の選定及び広告等が適正であると認めた場合、動画広告事業の実施を承認する。
- 5 発注者は、広告主の問題により動画広告の使用が適正でないと認めるときには、受注者及び広告主に損失補償を行うことなく、動画広告の使用を中止することができる。
- 6 前項の場合において、受注者と広告主の間の契約について発注者は何ら関与しないとともに放映料について減額又は返還等は行わない。

(広告内容等の変更及び修正)

第11条 受注者は、広告主の選定及び広告等の内容が要綱等に違反しているとき、又は動画広告事業として適正でないと発注者が認めたときは、発注者の指示に従い変更及び修正をしなければならない。

- 2 前項の変更及び修正にかかる費用は、受注者が負担する。

(広告等の内容についての責任)

第12条 受注者は、次の各号に掲げる事項の責任を負う。

- (1) 広告等の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと
- (2) 広告等の内容に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していること
- (3) 前2号に掲げるものの他、広告内容に関する一切の責任は受注者が負い、発注者は一切の責任及び負担を負わない。
- (4) 発注者に対して第三者から動画広告事業に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決し、発注者は責任及び負担を負わない。

(モニターの設置及び広告等の制作、放映等)

第13条 モニターの調達、設置並びに広告等の制作、放映等にかかる作業は、受注者が自己の負担により調整・実施する。

(作業等の委託)

第14条 受注者は発注者の承認を受けて、前条に定める作業等を適切な第三者に委託することができる。

(モニター設置にあたっての留意事項)

- 第15条 受注者はモニターを設置にあたっては、船橋市役所本庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とするように配慮しなければならない。
- 2 受注者はモニターの落下及び破損等により、市役所利用者等に危険が生じないようにしなければならない。
 - 3 発注者は、受注者に対して、前2項の留意事項について、助言及び指導を行うことができ、受注者はその助言及び指導に従わなければならない。当該助言及び指導に従うことにより生じた経費は受注者が負担する。
 - 4 モニターの設置、撤去及び広告等の映像データの変更等に関する作業は、受注者の希望日時を事前に調整したうえで、発注者が指定する日時に行う。

(緊急時のモニターの一時停止)

第16条 発注者は、火災・天災等の緊急時において、避難放送等のやむを得ない事由があるとき、又は発注者の業務に著しい支障が生じたときは、発注者の判断によりモニターを一時停止（無音を含む）することができる。

(モニターの毀損、汚損、紛失時の対応)

- 第17条 受注者は、モニターが毀損、汚損、紛失等したときは速やかに復旧等の適切な措置を講じなければならない。
- 2 発注者は、モニターの毀損、汚損、紛失等を発見した場合は、速やかに受注者に通報しなければならない。
 - 3 第1項に定める復旧等にかかる経費は、受注者が負担する。

(モニターの一時撤去又は広告等映像の一時削除)

第18条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、受注者にモニターの一時撤去又は広告等の映像の一時削除を指示することができ、受注者はこの指示に従わなければならない。

- (1) 発注者の指定する期日までに放映料の納付がないとき。
 - (2) 受注者が法令又はこの契約の内容に違反したとき。
 - (3) 広告主又は広告等の内容が要綱等に違反したとき。
 - (4) 第11条第1項の規定による広告等の内容の修正を受注者が行わないとき、または、第15条第3項の助言及び指導に受注者が従わないとき。
 - (5) その他モニター設置及び広告等の放映を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると発注者が判断したとき。
- 2 前項に規定するモニターの一時撤去又は広告等の映像の一時削除の理由となった問題が解決されたと発注者が認めるときは、受注者はモニターの設置及び広告等の放映を再開することができる。
- 3 前2項にかかる費用は受注者が負担するものとする。
- 4 第1項の指示があつたにも関わらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に受注者が一時撤去又は一時削除を行わないときは、発注者は受注者の承諾を得ることなく当該モニターを自ら一時撤去し、又は広告等映像を一時削除することができ、これに要した費用は、受注者が負担する。また、発注者は一時撤去又は一時削除によって生じた受注者の損害の賠償は行わない。

(発注者の解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、書面により受注者に催告したうえ、この契約を解除することができる。

- (1) 第2条第2項に規定する使用の許可が受けられないとき、または取り消されたとき。
 - (2) 法令違反し、又は正当な理由なくこの契約に違反したとき。
 - (3) この契約の内容の履行に関し、受注者またはその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正または不誠実な行為があつたとき。
 - (4) 受注者またはその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があつたとき。
 - (5) 受注者が破産手続き開始の申し立て、更生手続き開始の申し立て又は租税滞納処分がある等、その経営状態が著しく不健全となり、またはそのおそれがあると認められる相当な理由があるとき。
 - (6) 次条の規定によらず受注者がこの契約の解除を申し出たときで、発注者が契約の解除が妥当であると認めたとき。
- 2 発注者は、前項に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ずこの契約を解除する必要があるときは、受注者との協議によりこの契約を解除できる。
- 3 発注者は、本条の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者の責に帰すべき事由があるときは、既に納付された放映料は違約金とし、受注者に返還しない。

なお、受注者の責に帰すべき事由がないときは、発注者は、放映料の未経過期間分を日割り計算により、受注者に返還するものとする。

4. 前項の違約金は、損害賠償の予定として取り扱わない。

(受注者の解除権)

第20条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、書面により発注者に催告したうえ、この契約を解除できる。

- (1) 発注者が正当な理由なくこの契約に違反したとき。
- (2) この契約の履行に関し、発注者に著しい不正又は不誠実な行為があったとき。

(受注者の契約解除に伴う措置)

第21条 受注者は、この契約が解除されたときは、受注者の負担により発注者受注者協議のうえ速やかにモニターの撤去を行わなければならない。

(撤去及び解除に伴う広告主への補償等)

第22条 受注者は、第18条第1項及び第4項の規定に基づくモニターの一時撤去又は広告等映像の一時削除、又は第19条第1項の規定に基づく契約解除が行われ、広告主へ損害の補償又は広告料等の返還を行う必要が生じたときは、受注者の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第23条 次の各号に掲げるときは、受注者は発注者に対し損害の賠償を請求しない。

- (1) 第10条により動画広告事業の承認がされなかった場合
- (2) 第11条第1項により修正を行った場合
- (3) 第15条第3項による助言・指導に従った場合
- (4) 第18条第1項及び第4項の規定による一時撤去又は一時削除がなされた場合
- (5) 第19条第1項による解除がされた場合

2 発注者はこの契約の履行に関し、受注者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

3 受注者は、第1項に定める場合を除き、この契約の履行に関し、発注者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

4 第2項及び前項に規定する損害賠償の額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(第三者の損害及び紛争)

第24条 この契約によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定める。

- (1) 当該損害が発注者の責に帰すべき事由により生じたときは、発注者が自らの責任と負担をもって解決しなければならない。

- (2) 当該損害が受注者の責に帰すべき事由により生じたときは、受注者が自らの責任と負担をもって解決しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、この契約の履行について第三者との間で生じた紛争については、発注者受注者協議してその責任に応じて処理解決にあたらなければならない。

(原状回復)

第25条 受注者は使用許可の期間満了、許可の取り消し等の事由により行政財産を使用する権限を喪失した場合、受注者の負担で速やかにモニターを撤去し、モニター設置前の状態に回復しなければならない。ただし、発注者が書面により原状回復を免除した場合は、この限りでない。

(著作権等)

第26条 受注者がモニターの設定及び広告等の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、受注者はその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 発注者が、この契約に基づき市役所本庁舎に設置されているモニター及び動画広告映像の写真又は画像データを、施設や事業の紹介等の行政目的のために発注者が作成又は関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、受注者はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第27条 受注者はこの契約から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、継承、担保提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(裁判管轄)

第28条 この契約に関する訴訟は、千葉地方裁判所を管轄裁判所とする。

(遵守事項)

第29条 受注者は、この契約に定めるもののほか、発注者発行の公募要領を遵守するものとする。

(疑義の解釈等)

第30条 この契約の定めに疑義が生じたとき、また、この契約に定めのない事項については、発注者受注者協議の上、決定するものとする。

舟橋
長之印

船橋市本庁舎案内板及び広告板設置運用事業者公募要領

1 事業概要

市役所本庁舎内において、壁面スペースに船橋市本庁舎案内板（以下「庁舎案内板」という）を設置し、設置事業者は庁舎案内板と一体型若しくは、市が許可する壁面に広告板を掲載し運用する事業者を公募（広告料を競う、一般競争入札）により募集するものです。

2 設置場所等

No	設置場所	規格	台数
1	庁舎案内板及び広告板 本庁舎1階 正面エレベータホール壁面	H2, 200mm×W6, 400mm×D150mm 程度	1
2	避難所マップ 本庁舎1階 正面エレベータホール壁面	H2, 200mm×W1, 700mm×D150mm 程度	1

※設置場所については、別紙1「船橋市本庁舎案内板及び広告板の設置位置図」を参照してください。

3 事業内容

- (1) 庁舎案内板及び広告板を企画・制作し、行政財産の使用の許可を受けて、市が指定する場所に設置すること。
- (2) 庁舎案内板及び広告板の設備を維持管理し、庁舎案内板については、市の機構改革等により表示内容に変更が必要となった場合に、随時に情報の更新を行うこと。
- (3) 庁舎案内板及び広告板を広告媒体として運用し、広告を募集・掲載すること。

4 事業実施期間

平成30年10月1日から平成33年9月30日までの3年間の期間とします。

※平成33年9月30日の満了日には、速やかに現状回復して、撤収いただくことになります。

5 仕様等

(1) 設備本体

- ① 庁舎案内及び広告板 H2, 200mm×W6, 400mm×D150mm 程度、
避難所マップ H2, 200mm×W1, 700mm×D150mm 程度とし固定式とする。
- ② 電照タイプ、液晶モニター、タッチパネルのいずれかの方法により表示すること。
- ③ 行事案内及び相談案内、広告は60インチ以上のモニターで表示すること。
- ④ バックライトを使用する場合、LED もしくは同程度に省エネに配慮したものを使用すること。
- ⑤ 本体枠の角が鋭利にならないよう加工すること。
- ⑥ 庁舎施設に負担の少ない方法で、出来る限り、地震等の際の落下や店頭に対する防止策を十分に講ずること。

(2) 掲示内容等

- ① 庁舎案内、行事案内及び相談案内、市内地図、広告、避難所マップを掲示すること。

- ② 庁舎案内は、各階のフロア図、50音課名一覧を掲示すること。また、英語の表記もすること。
- ③ 市内地図、避難所マップは、高齢者や色覚障害者に配慮するなど、ユニバーサルデザインを心がけること。
- ④ 行事案内及び相談案内は、職員により表示ができるようにする。
- ⑤ 掲示内容は事前に十分協議した上で決定するものとし、市の要望を反映できるように、自社制作もしくはそれに準じる体制を整えておくこと。
- ⑥ 掲示内容については、年1回見直しを行い更新することとし、その他、現状と相当の乖離がある場合、随時の情報更新を行うこと。

6 設置工事等

- (1) 庁舎案内板及び広告板の設置・撤去にあたり、市と十分な打合せをした上で、市が指定した日時に行なうものとします。
- (2) 庁舎案内板及び広告板の設置及び撤去、修繕及び電気料など、設置運営に係る経費の一切は事業者の負担とします。
- (3) 庁舎案内板及び広告板の設置にあたっては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用となりますので、事前に船橋市公有財産規則第19条の規定に基づく行政財産の目的外使用に係る許可を受けることとします。なお、行政財産の使用許可申請は年度ごととします。
- (4) 契約期間の満了又は取り消し等により庁舎案内板及び広告板を撤去するときは、速やかに原状回復をすることとします。また、原状回復に係る経費の一切は事業者が負担するものとします。

7 広告掲載について

- (1) 広告主の募集及び広告の制作は、事業者が行なうこととします。
- (2) 事業者は広告主及び広告の内容について、「船橋市広告掲載に関する要綱」「船橋市広告掲載基準」及び関係法令の規定を遵守するとともに、市の審査を受け承認を得なければならないこととします。なお、この場合において、事業者は必要な資料等を市の指定する日までに提出しなければなりません。
- (3) 事業者は広告主及び広告内容について、市の審査・承認を受けていない広告は掲載できないものとします。
- (4) 市が適正でないと認めるときは、掲載前、掲載中にかかわらず、いつでも事業者に対し、広告主の変更及び広告内容の修正を指示することができるものとし、事業者はその指示に従わなければならないものとします。
- (5) 審査の結果及び修正の指示等によって生じた経費の一切は事業者が負担するものとします。
- (6) 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要な事項についても注記すること。

8 庁舎案内板及び広告板の運用等

(1) 掲示時間

本庁舎開庁日の午前8時00分から午後6時までとします。

※開庁日：平日（月曜日から金曜日）

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は除く

(2) 掲示の停止等

- ① 市は、災害等緊急時において掲示を停止することができるものとします。
- ② 市は、市の業務等に支障があると認めるときは、掲示時間内であっても、一時停止の指示を行なうことができるものとし、事業者はその指示に従わなくてはならないものとします。
- ③ 一時停止によって生じた経費の一切は、事業者が負担するものとします。

(3) 事業計画書の提出

事業者は、本事業の実施に際し、庁舎案内板及び広告板の仕様、施工管理方法、掲載する広告及び行政案内の構成等、運用及び広告等の内容に関する事項についてあらかじめ市と協議のうえその承認を受けた後、当該事項を記した事業計画書を提出していただきます。

9 維持管理等について

- (1) 庁舎案内板及び広告板の維持管理は、設置事業者の責任において行ってください。
- (2) 平日夜間及び閉庁日には、タイマー等の設置により電源が切れるようにしてください。
- (3) 事業者は、庁舎案内板及び広告板の設置、撤去、清掃及び広告等の変更の作業等を行う場合は、事前に市と日程調整し、来庁者及び庁舎事務に影響のない時間帯に行ってください。
- (4) 事業者は、庁舎案内板及び広告板が毀損、汚損、紛失等した場合は、速やかに復旧等の適切な措置を行なってください。また、その経費は、事業者の負担とします。
- (5) 事業者は、常に節電に取り組むものとし、市から電力供給不足による節電の要請があった場合については、掲載時間の短縮等の節電対策に協力していただきます。なお、節電対策による広告料の返金はいたしません。

10 その他

- (1) 市は、庁舎案内板及び広告板の広告の掲載期間中に事業者の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、掲載を中止することができるものとします。その場合、中止によって生じた経費の一切は事業者が負担するものとします。
- (2) 事業者は、庁舎案内板及び広告板の設置及び広告等の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとします。
- (3) 事業実施期間中、1階ロビーのレイアウト変更により、庁舎案内板及び広告板を移動する必要がある場合は、市が指定する場所に移動していただきます。なお、庁舎案内板及び広告板の移動による経費は、事業者負担とします。
- (4) その他事業の実施に際して疑義が生じた場合は、そのつど市と事業者が協議のうえ対応を決定することとします。
- (5) 市が公用若しくは公共用に供するため契約を解除する場合、既納の広告料のうち、未経過期間分を日割り計算により返還します。
なお、事業者が契約条件に違反するなど事業者の責に帰すべき理由による契約解除や事業者の自己都合による契約解除の場合は、既納の貸付料は返還しません。
- (6) 事業者は、契約期間中に自己都合により、契約を解除する場合には広告料とは別に広告料3か月分相当額の違約金を市にお支払いいただきます。
なお、この場合、同事業にかかる次回以降の公募参加に制限があります。

11 広告料等

(1) 広告料

① 広告料は入札いただいた金額(年額)に、消費税相当を加算した額を「年間の広告料」とします。ただし、平成30年度、平成33年度の広告料は、入札金額(年額)の二分の一に、消費税相当を加算した額とします。

なお、本市において、最低広告料(公表はしません。)を設定します。最低広告料を下回った入札は失格とします。

※広告料の消費税相当分について、契約期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率(毎年度4月1日の消費税率)により算定した額とします。ただし、法令等に別の定めがある場合はこれに従うものとします。

② 広告料は、年度毎に市が発行する納入通知書により市が指定する期日までに各年度分を一括前納していただきます。ただし、平成30年度の広告料は、事業実施開始後に市が発行する納入通知書により市が指定する期日までに一括前納していただきます。

(2) 電気料

① 庁舎案内板及び広告板の設置・管理に伴う電気料は、広告料とは別に市が発行する納付書により支払うこととなります。

② 電気料は、庁舎案内板及び広告板のカタログ等の最大消費電力を基に、本庁舎の実績単価から次のとおり市が算出するものとします。

$$\text{電気料(円未満切捨て)} = \{\text{電力量料金単価(円/KWh)} \times (\text{定格消費電力} \times 10 \text{時間}) \times \text{実稼働日数}\}$$

12 応募要件等

(1) 応募要件

① 基本的要件

ア 庁舎案内板及び広告板の設置・運営に意欲ある者であること

イ 国又は地方公共団体と、直近2年間に2ヶ所以上の庁舎案内板及び広告板の設置・管理・運営実績があること

② 資格制限

次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 法人税及び消費税(地方消費税を含む)を滞納している者

ウ 市内に事務所、事業所等を有する者にあつては市税を滞納している者

エ 船橋市暴力団排除条例(平成24年条例第18号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は同条例第7条に規定する暴力団密接関係者に該当する者

オ 千葉県暴力団排除条例(平成23年条例4号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

なお、入札参加資格確認の際又は、契約後において、船橋市暴力団排除条例(平成24年条例第18号)の施行に伴い、申込者(契約者)が暴力団関係者でないことを船橋警察署又は、船橋東警察署を通じて千葉県警察本部に照会する場合がありますので、ご了承ください。

③ 入札保証金、契約保証金

今回の入札に係る、入札保証金・契約保証金は、免除いたします。

ただし、落札業者と決定した者が、正当な理由なく期限までに本契約を締結しない場合には、事業実

施期間分の広告料に対して100分の5に相当する額を違約金として市へ支払うものとします。

(2) 応募申し込み

① 応募申込書等の配布期間及び配布場所（入札公告期間）

配布期間（入札公告期間）	配付場所
平成30年8月7日（火）から 平成30年8月27日（月）まで ※市のホームページからダウンロードできます。 ※窓口配布の場合は、土・日・祝日等閉庁日を 除く9時から17時まで	窓口配布 船橋市企画財政部財産管理課 船橋市役所本庁舎9階 TEL047-436-2172

③ 参加登録申請

登録申請期間	登録申請の仕方等
平成30年8月22日（水）から 平成30年8月29日（水）まで 簡易書留郵便で、本公募要領6ページ提出書類の①～⑩までの該当する書類を平成30年8月29日必着で郵送ください。（受付は郵送のみとします。）	宛先 簡易書留郵便で、 「〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 船橋市役所 財産管理課」行 で郵送ください。 郵便到着後、書類審査をして、本市より「入札参加登録決定（否決）通知」を関係書類と共に返送いたします。

③ 質疑応答

質問期間	回答方法
平成30年8月17日（金）から 平成30年8月23日（木）午後1時00分まで 質問は、「第1号様式」を使用して、E-mail で問い合わせください。 E-mail: zaisankanri@city.funabashi.lg.jp	市（財産管理課）のホームページにて回答いたします。 回答期日 平成30年8月27日（月）

④ 入札書提出

提出期間	提出方法
平成30年9月3日（月）から 平成30年9月7日（金）まで	提出は郵送のみで、本市から送付した「入札書」及び「返信用封筒」を必ず使用して、簡易書留郵便により、平成30年9月7日必着とします。 宛先「〒273-8799 船橋郵便局留 郵便入札用入札書在中（船橋市役所 財産管理課扱）」で郵送ください。

⑤ 提出書類

No	提出時期	提出書類	法人	個人
①	参加登録 申請時	入札参加申込書（第2号様式）	○	○
②		誓約書（第3号様式）	○	○
③		委任状（第4号様式）※支店長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合のみ必要	○	○
④		登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）	○	△
⑤		身分証明書（本籍地で発行）	△	○
⑥		印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内の原本）	○	○
⑦		有価証券報告書又は決算書（直近のもの）	○	△
⑧		確定申告書及び申告決算書（収支明細書・資産負債調べの欄の記載のあるもの）	△	○
⑨		納税証明書（全ての国税で、法人は納税証明書その3の3、個人は納税証明書その3の2を提出、市内に事務所・事業所等を有する法人、住所等を有する個人は、（要項15ページの市税納付確認書も必要）	○	○
⑩		国又は地方公共団体と、直近2年間に2ヶ所以上の庁舎案内板設置事業の実績に関する書類（書式は任意、A4で作成）	○	○
⑪		切手を貼付した返信用封筒（角2） 郵便料の不足の無いよう願います。 *入札参加登録決定（否決）通知書を送付します。	○	○
⑫	入札時提出	入札書（第5号様式） ※入札参加登録決定書と共に送付します。	○	○
⑬	落札した時	次の書類を提出して下さい。 ①庁舎案内板及び広告板の仕様、施工管理方法、掲示する広告及び行政案内の構成等、庁舎案内板及び広告板の運用及び広告等の内容に関する事項を記した事業計画書（書式は任意、A4で作成） ②最大消費電力量のわかるもの（カタログ等） ③行政財産使用許可申請書（本市所定様式）	○	○

注意

※①から⑪までの該当する書類を、平成30年8月22日（水）から平成30年8月29日（水）までに、一部ずつを簡易書留郵便で提出してください。

※委任状を提出した場合は、入札書（第5号様式）を代理人で提出できます。（その他の書類は代理人での提出はできません。）

※提出された、①から⑪までの書類を審査して、入札参加登録をします。登録決定された事業者には、入札参加登録決定通知書と共に「入札書」と「返信用封筒」を送付いたします。

※提出していただいた書類の訂正はできません。提出書類に漏れ、不備がある場合、又は、資格要件が

ない事業者は、入札参加登録ができず、入札には参加できません。十分確認のうえ提出してください。
また、提出した書類は、お返しすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

※入札書の提出は、本市から送付する「入札書」と「返信用封筒」を必ず使用してください。他の物を使用した場合は、失格といたします。また、入札書は、本市が送付した「返信用封筒」を使用し、封筒に入れ糊付け封入し、事業者名を必ず記入して簡易書留郵便で郵送してください。

入札書及び返信用封筒に記載漏れがあった場合は、失格といたします。

平成30年9月7日（金）必着でお願いします。（その後に到着した分は、無効とします。）

※落札が決定された事業者には、⑬の事業計画書等を速やかに提出いただきます。

(3) 設置事業者の決定方法

設置事業者の決定の手順については、次のとおりです。

① 入札書の開札

開 札 下記日時及び場所で応募いただいた「入札書」を開札します。

立ち会い 応募者の中から立会人2者をお願いいたします。応募者が1者のみ又は急きょ立ち会えなくなった時には、市で設置事業者の決定事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

傍 聴 傍聴は自由とします。なお、定刻（午後2時00分）以降の入室はできません。

比 較 入札書を開札し、最低価格以上で最高金額を提示した者が設置事業者となります。ただし、同価格の応募者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引きによって設置事業者を定めます。くじ引きは、市で設置事業者の決定事務に関係のない職員が行います。

そ の 他 入札書提出後に書換、引換又は撤回をすることはできません。

入札書の比較日時 平成30年9月11日（火）午後2時00分

会場 船橋市役所 705 会議室（本庁舎 7 階）

② 入札書の比較結果の通知

入札書の比較結果については、応募者に対し速やかに文書をもって通知するとともに、市のホームページに掲載します。

③ 入札書の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とします。

ア 参加資格のない者が提出した入札書

イ 同一人が提出した2以上の入札書

ウ 明らかに不正行為によって提出されたと認められる入札書

エ 価格金額の訂正された入札書

オ 記名押印（署名捺印）のない入札書

カ 金額その他記載事項が明らかでない入札書

キ 全ての事項が記載されていない入札書

ク 所定の記載事項以外の事項が記載された入札書

ケ 前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反して提出した入札書

～応募から契約等までの流れ～

応募要件等の確認

応募要件を公募要領で確認ください。

質疑応答

質問期間は、平成30年8月17日から平成30年8月23日午後1時までとして、質問に対する回答は、平成30年8月27日に市ホームページに掲載します。

質問は、E-mail

「zaisankanri@city.funabashi.lg.jp」にてお願いします。

参加登録申請

平成30年8月17日から平成30年8月29日までに、6ページの必要書類を郵送で提出願います。

入札参加登録決定（否決）通知書

本市から、登録された事業所へは決定通知書と共に「入札書」、「返信用封筒」を送付します。

入札書の提出

本市から郵送する、「入札書」及び「返信用封筒」を利用して、入札書を封筒に入れ、封筒に所定の裏書きをして、平成30年9月7日（必着）までに簡易書留郵便で郵送してください。

入札書の比較

比較日時は、平成30年9月11日 午後2時00分より行います。入札書により、市が設定した最低価格以上で、一番高い価格（広告料）を提示した事業者を決定します。

事業計画書等の提出

設置することが決まった事業者は、設置する庁舎案内板及び広告板の運用及び広告等の内容に関する事項を記した事業計画書等を提出していただきます。

契約・広告料の支払い

平成30年10月1日付けで本市と設置事業者は、契約書を取り交わし、事業実施期間の開始日までに庁舎案内板及び広告板を設置していただきます。

市が発行する納入通知書により指定する期日までに、広告料をお支払いいただきます。

質 問 書

第1号様式

平成 年 月 日

船橋市長あて

船橋市本庁舎案内板及び広告板設置運用事業者公募要領の下記の件について質問します。

【質問箇所】

船橋市本庁舎案内板及び広告板設置運用事業者公募要領 _____ ページ

項 目 _____

【質問内容】

住 所 _____

氏名または名称

代表者職氏名 _____

<事務担当者>

所属部署

氏 名

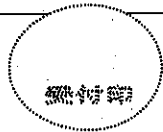
電 話

メールアドレス

FAX

受付番号	
------	--

入札参加申込書



第2号様式

平成 年 月 日

船橋市長あて

「船橋市本庁舎案内板及び広告板設置運用事業者公募要領」の各条項を承知の上、入札参加の申込みをいたします。

<応募者>

住所または所在地
氏名または名称
代表者職氏名

印

印鑑登録している印

<事務担当者>

所属部署
氏 名
電 話 FAX
メールアドレス

※同封する書類について、「法人」または「個人」欄に○印の記入をお願いします。

NO	提出書類	法人	個人
1	入札参加申込書 (第2号様式)		
2	誓約書 (第3号様式)		
3	委任状 (第4号様式) ※支店長等に入札及び契約等に関する権限を委任する場合のみ必要		
4	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)		/
5	身分証明書 (本籍地で発行)	/	
6	印鑑登録証明書 (発行日から3ヶ月以内の原本)		
7	有価証券報告書又は決算書 (直近のもの)		/
8	確定申告書及び申告決算書 (収支明細書・資産負債調べの欄の記載のあるもの)	/	
9	納税証明書 (全ての国税で、法人は納税証明書その3の3、個人は納税証明書その3の2を提出、市内に事務所・事業所等を有する法人、住所等を有する個人は、市税納付確認書も必要)		
10	国又は地方公共団体と、直近2年間に2ヶ所以上の庁舎案内板設置事業の実績に関する書類 (書式は任意、A4で作成)		
11	切手を貼付した返信用封筒 (角2) ※入札参加登録決定 (否決) 通知書を送付します。		

誓 約 書

平成 年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所 _____

氏名または名称

代表者職氏名 _____ 印

印鑑登録している印

件 名 船橋市本庁舎案内板及び広告板設置運用事業に関する一般競争入札

- 1 上記の入札に対し、連合等により入札の公正を害するような不正行為をしていないことを誓約いたします。
- 2 入札終了後において、連合等の疑いが生じたときは、市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約いたします。
- 3 上記入札の応募要件の内容をすべて満たしています。

委任状

平成 年 月 日

船橋市長 へ

住 所 _____

商号又は名称

代表者職氏名 _____ 印

印鑑登録している印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。
この場合、次の印鑑を入札及び契約の締結等に使用するものとして届出ます。

住 所 _____

受任者 商号又は名称

職 氏 名 _____ 印

記

委任事項

船橋市本庁舎案内板及び広告板設置運用事業に係る

- (1) 入札に関する一切の権限
- (2) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- (3) 契約代金の支払いに関する一切の権限
- (4) その他前各号に付帯する一切の権限

※ この委任状を提出することにより、上記委任事項については受任者の氏名及び印で行うこととなります。

記入例

第5号様式

入札書は、封筒に封入し、裏面に応募者名を記入してください。

入札書

平成 年 月 日

船橋市長 あて

件名 船橋市本庁舎案内板及び広告板設置運用事業に関する一般競争入札

金額 (年額)	十億		百万			千			円
			1	0	0	0	0	0	0

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

船橋市本庁舎案内板及び広告板設置運用事業者公募要領の内容を承知の上、広告料の入札をします。

放映料100万円(1年間の金額)を記載の場合、実際に支払う広告料は、消費税相当額を加え108万円となります。

住所 船橋市〇〇〇1-2-3

氏名または名称 △△△△株式会社

代表者職氏名 代表取締役社長 船橋 太郎

印

印鑑登録している印

又は委任状の印

委任状を提出した場合は、受任者の住所、職氏名と印鑑を押印ください。

第6号様式

入札辞退届

平成 年 月 日

船橋市長 へ

住 所 _____

氏名または名称

代表者職氏名

印

印鑑登録している印

件 名 船橋市本庁舎案内板及び広告板設置運用事業に関する一般競争入札

上記について、都合により入札を辞退します。

注意 この届は、入札前までに、必ず財産管理課に直接持参してください。

市税納付確認書

以下の同意欄にチェックしてください。

市税納付確認 同意記入欄	私に関する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません
同意する場合、以下の申請者欄をご記載の上、《行政サービス所管課》に提出してください。	
同意しない場合、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、《行政サービス所管課》に提出してください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3週間以内に市税を納付した場合は、その領収書をご持参ください。税務課で確認印を受ける場合、多少お時間を要する場合がありますので予めご承知置きください。	

※申請者は、申請者欄を自筆でご記載ください。法人の場合、代表者印を押印してください。

※なお、代理人が申請に来庁する場合のみ、委任欄まで記載し、押印してください。

申請者欄	申請者	住所	
		氏名・名称（カナ） 氏名・名称	①
		生年月日（法人は不要）	明・大・昭・平 年 月 日
委任欄	代理人 （窓口に来られる方）	住所	
		氏名	
	上記の者を代理人と定め、市税納付確認に関する事項について委任します。	委任者（申請者）氏名	①
使用目的	船橋市（ 動画広告入札参加登録 ）申請に伴う納税確認のため 提出先部署名：（ ）		

（市記入欄）※以下には記載しないでください。

住民（法人）コード							
税目、本人確認書類チェック欄				税務課確認欄			
船橋市税全税目 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証、 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他（ ）				滞納なし （日付入確認印）			
				（確認日記入）			
年度・税目指定欄 （指定ある場合のみ）							

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

本確認書の有効期間は税務課確認日より3か月間とします。

船橋

内部照会に同意する場合、市税納付確認書は、各行政サービス所管課にご提出ください。

同意しない場合、税務課に持参し、納税確認をしてください。

市税納付確認書（記載例）

提出日：平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

市税納付確認書

市税納付確認
同意記入欄

する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに

同意します 同意しません

同意する場合、以下の申請者欄をご記載の上、《行政サービス所管課》に提出してください。同意しない場合、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、《行政サービス所管課》に提出してください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3週間以内に市税を納付した場
参ってください。税務課で確認印を受ける場合、多少お時間を要する場合がありますので予めご承知

内部照会に同意するか、申請者本人が来庁する場合は、申請者欄のみ記載してください。

※申請者は、申請者欄を自筆でご記載ください。法人の場合、代表者印を押印してください。

※なお、代理人が申請に来庁する場合のみ、委任欄まで記載し、押印してください。

申請者欄	申請者	住所	千葉県船橋市湊町2丁目10番25番			個人による申請の場合、押印は不要です。法人は代表者印を押印してください。
		氏名・名称（カナ）	フナバシ タロウ			
		氏名・名称	船橋 太郎 印			
		生年月日（法人は不要）	明・大・ 昭 ・平	〇〇年	〇〇月	〇〇日
委任欄	代理人 (窓口に来られる方)	委任者氏名は、必ず委任者（申請者）が自筆してください。	千葉県船橋市湊町2丁目10番25番			代理人を定める場合、委任者（申請者）印を必ず押印してください。法人の場合、代表者印を押印してください。
			船橋 花子			
	上記の者を代理人と定め、市税納付確認に関する事項について委任します。	委任者（申請者）氏名	船橋 太郎 印			
使用目的	船橋市（ 〇〇事業 ）申請に伴う納税確認のため 提出先部署名：（ 〇〇課（〇〇事業所管課） ）					

(市記入欄) ※以下には記載しない

以下は税務課の記入欄なので、記載しないでください。

住民（法人）		税務課確認欄	
税目、本人確認書類チェック欄		滞納なし (日付入確認印)	
船橋市税全税目	本人確認書類 □運転免許証、□パスポート □その他（ ）		
年度・税目指定欄 (指定ある場合のみ)			(確認日記入)

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

本確認書の有効期間は税務課確認日より3か月間とします。

船橋市本庁舎案内板及び広告板の設置位置図

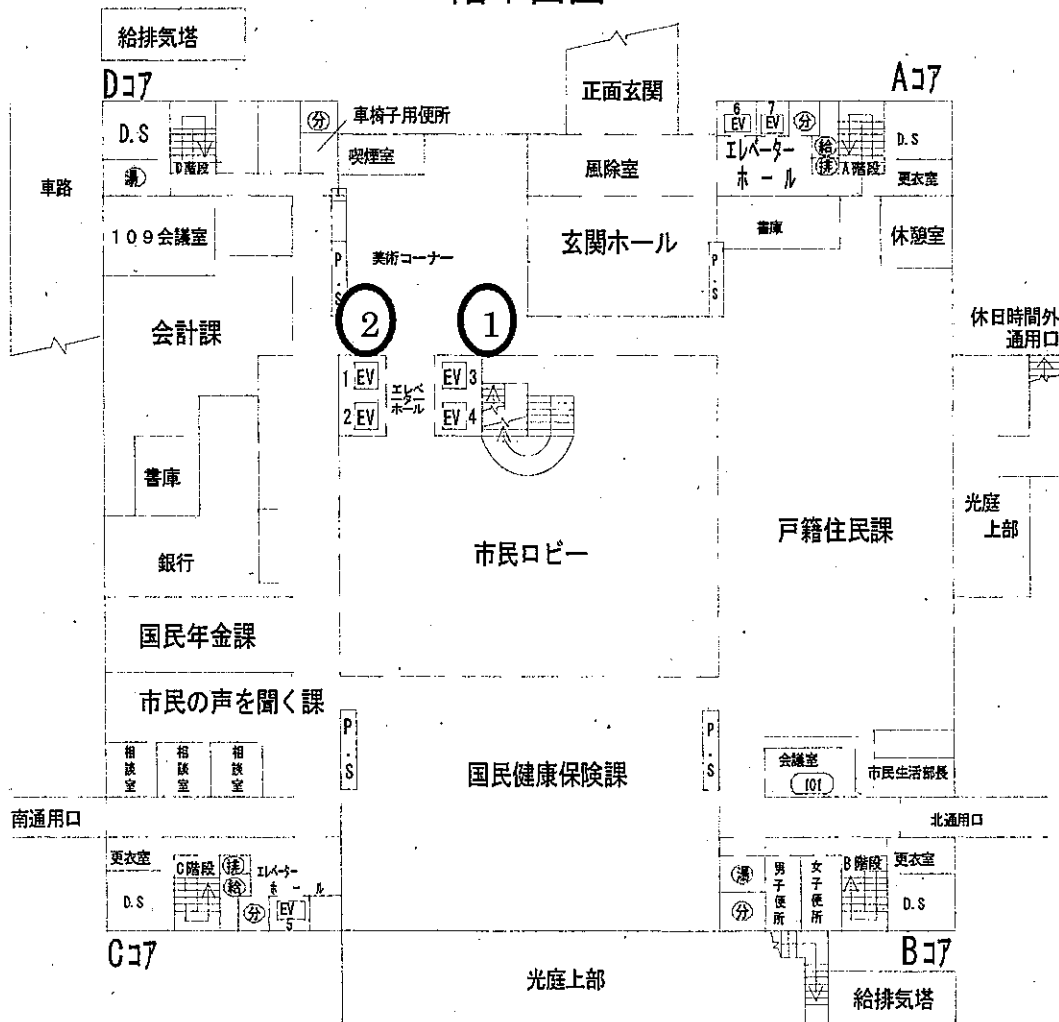
1. 庁舎案内板及び広告板の設置場所

① 正面エレベータホール壁面

2. 避難所マップの設置場所

② エレベータホール前 壁面

1階平面図



入札調書

件名	船橋市本庁舎案内板及び広告板設置運用事業に関する 一般競争入札
開札日時	平成30年9月11日 午後2時00分

(単位 円)

	事業者名	入札金額	備考
1	表示灯株式会社 東京支社	2,880,000	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

開札立会者名

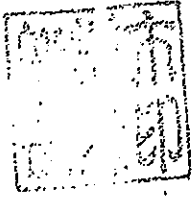
表示灯株式会社



印

財産管理課 小野 純一

印



船橋市本庁舎案内板及び広告板設置運用事業契約書

船橋市（以下「甲」という。）と表示灯株式会社（以下「乙」という。）は、船橋市役所本庁舎（以下「市役所」という。）において庁舎案内板（以下「案内板」という。）及び広告板設置し運用する事業（以下「広告事業」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は船橋市本庁舎案内板及び広告板設置運用事業者公募要項（以下「公募要項」という。）のとおり、市役所の一部に案内板及び広告板を設置し、広告板を広告媒体として運用し、広告を募集・掲載する事業を実施することを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、平成30年10月1日から平成33年9月30日までとする。

（広告料）

第3条 広告料は、年額 2,880,000円に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。ただし、平成30年度、平成33年度の広告料は、入札金額(年額)の二分の一に、消費税相当を加算した額とします。

2 乙は、毎年度当初に甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに、各年度分の広告料を一括前納するものとする。ただし、平成30年度の広告料は、契約開始後に市が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに一括前納するものとする。

3 第1項の消費税及び地方消費税相当額は、毎年度4月1日の消費税率を適用するものとし、消費税法の改正に伴い消費税率が変更となった場合は、変更後の税率で計算した額とする。

（事業実施場所等）

第4条 事業実施場所は、市役所内の甲の指定した場所とする。

（事業の実施及び協議）

第5条 乙は、案内板の仕様及び施工方法並びに広告事業についてあらかじめ甲と協議し、公募要領に基づき事業を実施しなければならない。

2 乙は、案内板及び広告板の仕様変更等、事業内容を変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

3 甲において、市の機構改革等で案内板の表示内容に変更が必要となった場合には、乙は、速やかに誠実に対応をするものとする。

4 乙は広告事業の実施に際し、「船橋市広告掲載に関する要綱」及び「船橋市広告掲載基準」（以下「要綱等」という。）を遵守しなければならない。

（使用の許可及び使用料等）

第6条 乙は、事業実施に伴う案内板及び広告板の設置に際し、船橋市公有財産規則に基づき行政財産使用許可申請書を提出し、甲の行政財産目的外使用の許可を受けなければならない。

- 2 行政財産の使用許可は年度ごとに申請しなければならない。ただし、契約期間中は、特別の事情がない限り更新できる。
- 3 前2項に定める許可に係る使用料は、船橋市行政財産使用料条例に基づき、0円とする。ただし、条例の改正により変更できるものとする。
- 4 案内板及び広告板の設置にかかる費用及び運用にかかる電気料金は乙の負担とする。

(電気料)

第7条 乙は、案内板及び広告事業に係る電気料について、甲の発行する納入通知書により、次に定めるところにより算出する額を、当該納入通知書で指定する日までに甲に納入しなければならない。

$$\text{電気料 (月額・円未満切捨て)} = \{ \text{電力量料金単価 (円/Kwh)} \times (\text{定格消費電力} \times 10 \text{時間}) \times \text{実稼働日数} \}$$

(事業計画の提出及び承認)

第8条 乙は、本事業の実施に際し、庁舎案内板及び広告板の仕様、運営、広告等の内容、その他案内板及び広告事業の実施に関する事項について、あらかじめ甲と協議しその承認を受けた後、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

(広告主及び広告等の内容の承認)

第9条 乙は、広告主の選定及び広告等の内容について、広告事業として適正であるか予め審査を受けなければならない。

- 2 前項の審査は、乙が自己の都合により広告主及び広告等の内容を変更するときも行う。
- 3 乙は、前項に定める審査を受けるため、必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出しなければならない。
- 4 甲は審査の結果、広告主の選定及び広告等が適正であると判断した場合、広告事業の実施を承認する。

(広告内容等の変更及び修正)

第10条 乙は、広告主の選定及び広告等の内容が要綱等に違反しているとき、又は広告事業として適正でないとき、甲が認めるときは、甲の指示に従い変更及び修正をしなければならない。

2 前項の変更及び修正にかかる費用は、乙が負担する。

(広告内容についての責任)

第11条 乙は、広告の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容に係る財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証する。
- (3) 甲に対し第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(乙と広告主との契約)

第12条 乙は、広告の掲載にあたり、広告主との間で広告掲載に関する契約を締結し、報酬等を受領できる。

(案内板及び広告板の製作及び設置)

第13条 案内板及び広告板の製作及び設置に係る作業は、乙が自己の負担により行うものとする。

(作業等の委託)

第14条 乙は甲の承認を受けて、前条に定める作業等を適切な第三者に委託することができる。

(案内板及び広告板の設置にあたっての留意事項)

第15条 乙は、案内板及び広告板の設置にあたっては、市役所の維持管理及び災害時の避難誘導に支障にならない場所並びに構造で市役所の躯体に影響がないよう配慮しなければならない。

2 乙は、案内板及び広告板の脱落及び破損等により、市役所利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。

3 乙は、案内板及び広告板を原因とした事故に対し、市役所利用者等から損害賠償の請求がなされた場合、乙の責任及び負担にて解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

4 甲は、乙に対して、第1項及び第2項の留意事項について、合理的な理由に基づく助言又は指導を行うことができ、乙はその助言及び指導に従わなくてはならない。

なお、当該助言又は指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。

5 案内板及び広告板の設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業は、乙の希望日時を事前に調整したうえで、甲が指定する日時に行うものとする。

(案内板及び広告板の復旧等)

第16条 乙は、案内板及び広告板が毀損又は汚損したときは、速やかに復旧等の最適な措置をとらなければならない。

2 甲は、案内板及び広告板の毀損又は汚損を発見したときは、速やかに乙に通報しなければならない。

3 第1項に定める復旧等の係る経費は、乙が負担する。

(案内板及び広告板の一次撤去又は掲載広告の一時削除)

第17条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に案内板及び広告板の一時撤去又は掲載広告の一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

(1) 甲の指定する期日までに広告料の納付がないとき。

(2) 広告主又は広告内容が、要綱等の他、関連法令に違反したとき。

(3) 第10条第1項による広告等内容の修正を乙が行わないとき。

(4) 第15条第4項の甲の助言又は指導に乙が従わないとき。

- (5) その他、案内板及び広告板の設置及び広告の掲載を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。
2. 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は案内板及び広告板の設置及び広告掲載を再開することができる。
3. 第1項の一時撤去又は一時削除並びに前項の再開に関する費用は乙が負担する。
4. 第1項の指示があったにも関わらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙が一時撤去又は一時削除を行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなく案内板及び広告板を自ら一時撤去又は一時削除することができる。
5. 前項において、要した費用は乙が負担するものとするとともに、甲は一時撤去又は一時削除によって生じた乙の損害の賠償を行わない。
6. 本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合において、乙の責に帰すべき事由があるときは、既に納付された広告料は違約金とみなし、乙に返還しない。なお、本項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、本契約を解除できる。

- (1) 第6条の使用許可を得られないとき又は取り消されたとき。
 - (2) 法令又は本契約に違反したとき。
 - (3) 本契約の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
 - (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
 - (5) 乙が破産手続の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
2. 甲は、前項に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、乙との協議により本契約を解除することができる。
 3. 乙は、契約期間中に自己都合により、契約を解除する場合には、広告料とは別に広告料3か月分相当額の違約金を甲に支払わなければならない。

(解除に伴う撤去)

第19条 乙は、本契約が解除されたときは、自己の負担により遅滞なく案内板及び広告板の撤去を行わなければならない。

(撤去及び解除に伴う広告主への補償等)

第20条 乙は、第17条第1項若しくは第4項の規定に基づく一時撤去若しくは一時削除が行われた場合又は第18条第1項の規定に基づく解除が行われた場合に、広告主に対して損害の補償又は報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(広告料の返還)

第21条 第18条第1項又は第3項により本件契約が解除した場合には、既納の広告料の返還はないものとする。

ただし、甲が、第18条第2項の規定により本件契約を解除した場合には、既に納付された広告料のうち、未経過期間分を日割り計算により、乙に広告料を返還するものとする。
(損害賠償)

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 乙は、第18条第2項の規定により甲が本件契約を解除した場合において、乙に損害が発生したときは、甲にその補償を請求できるものとする。

第23条 次の各号に掲げるときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求しない。

- (1) 第9条により動画広告事業の承認がされなかった場合
- (2) 第10条第1項により修正を行った場合
- (3) 第15条第4項による助言・指導に従った場合
- (4) 第17条第1項及び第4項の規定による一時撤去又は一時削除がなされた場合
- (5) 第18条第1項による解除がされた場合

2 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 乙は、第18条第2項の規定により甲が本件契約を解除した場合において、乙に損害が発生したときは、甲にその補償を請求できるものとする。

4 第2項及び前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

第24条 本契約によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が自らの責任と負担をもって解決する。

(2) 当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決する。

2 前項に定める場合のほか、本契約の履行について第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(原状回復)

第25条 乙は、使用許可の期間満了又は許可の取消し等により案内板を撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。ただし、甲が書面により原状回復を免除した場合は、この限りでない。

(著作権等)

第26条 乙は、案内板及び広告板の設置及び広告等の製作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料又は履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければな



らない。

2 甲が、本契約に基づき、市役所本庁舎に設置されている案内板及び広告板に掲載されている写真又は画像データを行政目的のために、甲が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、乙はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第27条 乙は本契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、継承又は担保提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(裁判管轄)

第28条 本契約に関する訴訟は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(遵守事項)

第29条 乙は、この契約に定めるもののほか、甲発行の公募要領を遵守するものとする。

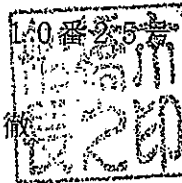
(疑義の解釈等)

第30条 この契約の定め^に疑義が生じたとき、また、この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年10月1日

甲 船橋市湊町2丁目
船橋市
船橋市長 松戸 徹



乙 東京都港区南青山5丁目12番22号
表示灯株式会社 東京支社
東京支社長 佐々木 雅也

船橋市本庁舎案内板及び広告板設置運用事業変更契約書

船橋市（以下「甲」という。）と表示灯株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間において平成30年10月1日に締結した船橋市本庁舎案内板及び広告板設置運用事業契約を、契約書第30条第1項の規定により、下記のとおり変更する。

第2条

「契約期間は、平成30年10月1日から令和3年9月30日までとする。」

を、

「契約期間は、平成30年10月1日から令和5年9月30日までとする。」

に変更する。

この変更契約を証するため、本書2通を作成し各自押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年10月1日

甲

船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市

船橋市長 松戸

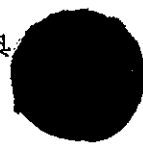


乙

東京都港区南青山5丁目12番22号

表示灯株式会社 東京支社

東京支社長 佐合克典



広告掲載マニュアル

財産管理課

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 6 月 1 日改正

平成 29 年 7 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

令和元年 8 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

目次

I	はじめに	1
II	広告掲載事務フロー	1
1.	媒体所管課による検討	1
(1)	広告媒体の種類	2
(2)	規格・位置	2
(3)	募集方法	2
(4)	広告掲載料	2
(5)	規制業種	3
(6)	スケジュール	3
2.	財産管理課との協議	3
3.	広告掲載審査委員会での審査、決裁	3
(1)	委員	4
(2)	審査事項	4
4.	広告主・広告代理店の募集	4
(1)	周知方法	4
(2)	応募者の審査	4
5.	契約締結	5
(1)	掲載すべき条項	5
(2)	消費税の表記	6
6.	確認・校正、供用開始	6
7.	公共施設に屋外広告物を設置する場合	7
	公共施設に屋外広告物を設置する場合のフロー	8

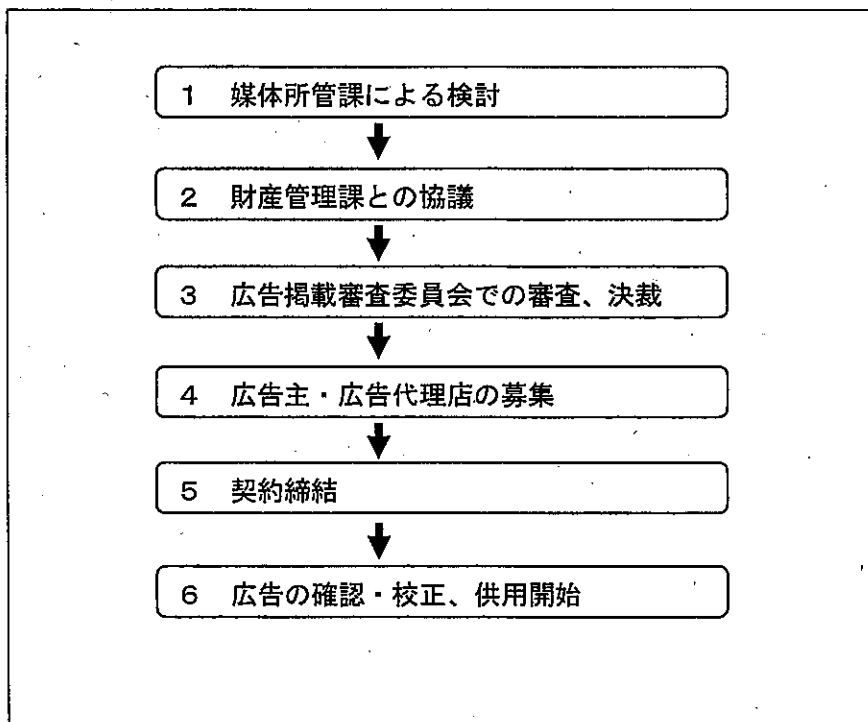
I はじめに

本市では、新たな財源確保のため広告掲載事業を推進しています。

広告掲載事業は、船橋市広告掲載に関する要綱（以下、「要綱」という。）、船橋市広告掲載基準（以下、「基準」という。）に従い実施することとなりますが、本マニュアルは、要綱・基準を補完するため、検討手順、検討しておくべき事項などをまとめたものです。

なお、広告掲載事業は様々な形態があり、本マニュアルにそぐわない場合もありますので、ご了承ください。

II 広告掲載事務フロー



1. 媒体所管課による検討

広告掲載事業を行う場合、以下の事項について媒体所管課で検討をします。広告掲載事業は広告主が初めて成立するものなので、広告主の視点に立って検討することが大切です。

(1) 広告媒体の種類

- 印刷物であれば余剰スペースへの掲載、ホームページであればバナー広告、施設であればネーミングライツ・動画広告・広告入り案内板などの事業形態が考えられます。
- 予算が必要となる冊子・案内板なども、広告掲載事業を活用することで、無償若しくは低額で発行・設置できる可能性があります。

(2) 規格・位置

- 広告主にとって、なるべく広告効果が上がるように、広告枠のサイズ、掲載位置を検討します。
- 広告枠は、大きなサイズで目立つ位置にある方が、一般的に広告効果が上がりますが、媒体の本来の目的に支障を与える恐れもあることから、バランスに配慮します。

(3) 募集方法

- 広告主は、市が直接募集する方法と、広告代理店を通して募集する方法の2通りがあります。
- 広告代理店を活用した方が、広告主が見つかりやすい一方、代理店手数料がかかります。手数料の支払い方法は、歳出として支払う方法と、広告料から割り引く方法があります。歳出として支払う場合は、予め予算措置が必要です。
- 市が直接募集すると、代理店手数料はかかりませんが、広告主が見つかりにくいことがあります。

※広告代理店を活用する場合、原則として、仕様において広告代理店と広告主との契約書のひな型や定型約款を市に提出するとともに、一定期間ごとに（少なくとも年1回以上）広告主から受け取る金額の合計等を市に報告するものとしてください。

なお、必要に応じて、当該金額について公にする予定はない旨、広告代理店に説明するなどしてください。

(4) 広告掲載料

- 広告掲載料を歳入として得る歳入方式のほか、媒体を広告主が作製し寄附を受けることにより経費を削減する寄附方式があります。
- 歳入方式の場合、広告掲載料をいくらに設定するかは難しいところですが、広告代理店の見積もりや、本市・他市で行っている同種の広告媒体の実績等を参考に設定します。広告掲載事業に係る事務負担を考慮し、ある程度の広告掲載料は望みたいところです。
- また歳入方式は、広告掲載料を固定にして募集する方法と、最低価格のみを設け金額を競わせる方法があります。後者は、広告掲載料をより高くできる可能性があります。複数の広告枠を募集する場合は、広告掲載料に価格差が出る可能性があります。
- 寄附方式は、歳入方式より財政効果が大きく出ることが多く、封筒などの印刷物で採用

されることが多いですが、性質上、広告効果に対し製作費が高すぎる媒体や、仕様が複雑すぎる媒体、印刷・封入・封緘を一括で発注する封筒などには向きません。

(5) 規制業種

- 要綱第3条及び基準では、広告掲載できる広告の範囲を定めています。
- 要綱及び基準に定める以外の業種・内容を規制する場合は、広告媒体ごとに個別基準を作成することができます。(基準第3条)
- 業務に直接関係する事業者の広告は避けたいと思いがちですが、事業者にとっては業務に関係が深い媒体の方が宣伝効果が高いため、広告掲載ニーズがあります。最近では広告掲載の募集を行っても、応募が来ないこともあることから、必要以上に広告主の業種・内容を規制しないようにします。

(6) スケジュール

- 広告媒体を供用開始する時期を考慮して、スケジュールを組み立てていきます。
- 広告主・広告代理店を公募する際は、募集期間を最低でも2週間は設けるようにします。
- 広告掲載期間・広告代理店との契約期間は、1年間の場合が多いですが、初期投資を要する広告付き案内板などは、広告主の採算性の問題から期間を長くする必要があります。
- 広告掲載審査委員会での審査、決裁、広告主の募集期間などを考慮すると、遅くとも広告媒体を供用開始する1か月前には、財産管理課と協議を行います。

2. 財産管理課との協議

- 所管課での検討後、財産管理課と協議をします。指摘事項があれば、事業内容を見直します。
- 協議後、要綱に定める「広告掲載承認申請書」を財産管理課に提出します。広告掲載審査委員会の開催日程は、財産管理課が調整します。

3. 広告掲載審査委員会での審査、決裁

- 広告掲載事業を新たに行う場合、または従来行ってきた事業内容を大きく変える場合は、広告掲載審査委員会にて適否の審査を受ける必要があります(要綱第9条第1項)。ただし、委員長が軽易なものであると認める場合は、回議により審査することができます。
- 審査結果は、「広告掲載承認可否決定通知書」により通知され、承認を受けた場合は、広告掲載事業の実施について財産管理課合議のうえ、所管部長の決裁を受けます(要綱第9条第2項及び第3項)。ただし、委員会が必要と認める場合は、市長の決裁を受ける必要があります(要綱第9条第4項)。

- 委員会で指摘事項があれば、事業内容を見直します。
- 一度審査を受けた広告掲載事業について、事業内容を変えずに2回目以降の実施をする場合は、再度広告掲載審査委員会の審査を受ける必要はありません。

(1) 委員

- 広報課長
- 政策企画課長
- 財政課長
- 財産管理課長（委員長）
- 契約課長
- 都市計画課長

(2) 審査事項

- 広告媒体の種類
- 広告媒体の規格
- 広告掲載の位置
- 広告掲載の募集方法
- 広告掲載の掲載料
- 広告掲載の時期、期間又は回数
- その他広告掲載に関して必要な事項

4. 広告主・広告代理店の募集

(1) 周知方法

- 最近では広告の募集を行っても、応募が来ないこともあることから、事業者には募集を行っていることを知ってもらうことが重要です。募集期間は最低でも2週間を設け、広報ふなばし、ホームページ、公式ツイッターなどで、なるべく広く周知するよう努めます。

(2) 応募者の審査

① 応募者の業種・広告内容

- 応募者の業種・広告内容が、要綱・基準・個別基準に抵触しないか確認します。
 ※広告主より、地方自治法施行令第167条の4、要綱第3条及び基準第4条各号の規定に抵触していない旨並びに広告主が暴力団等に該当しないことを市が警察に照会することがあること及びその場合には、全ての役員の氏名等の情報を提供することに同意する旨の誓約書（以下、「誓約書」という。）を徴取してください。
 ※広告主が要綱第3条及び基準第4条各号に該当していないかの確認をチェック表でしてください。広告代理店方式の場合は、代理店に、広告主について確認したことがわかるチェック表を提出させます。

- 疑義があり、所管課で掲載可否を判断できない場合は、広告掲載審査委員会に意見を求め、その審査結果に従うものとします。(要綱第10条)

② 納税確認

- 基準第5条第1号クでは、「市税の滞納がある者の広告」の広告掲載を禁じています。この「市税」とは、船橋市税を指します。
- 納税確認は、募集時に「市税滞納者に対する行政サービス取扱要領」(総務課所管)に定める「市税納付確認書」を提出させ、市税納付状況確認の同意を受けて行うことを基本とします。
- 広告代理店方式の場合は、広告主から「誓約書」、「チェック表」「市税納付確認書」を直接回収するのが難しいことから、広告代理店の業務範囲に広告主の「誓約書」、「チェック表」「市税納付確認書」の回収を含めるなどして対応します。ただし、納付確認後の「市税納付確認書」の返却・再確認にあたっての回収は広告代理店が行うことはできません。所管課職員が直接広告主に返却・回収を行ってください。(確認書の委任欄に記入・押印があり、広告代理店に市税納付確認に関する事項が委任されている場合を除く。)
- 広告代理店方式の場合は、広告代理店からも「誓約書」、「市税納付確認書」の提出を求めます。

③ 選定方法

- 募集より多い応募が来た場合は、最高価格提示者を選定するのか、先着順なのか、プロポーザルなのか、公表して募集します。
- 応募が無かった場合は、広告掲載ニーズがあると思われる事業者と個別に交渉を行うなどして、なるべく広告主が確保できるよう努めます。

5. 契約締結

- 契約規則上、契約書の作成を省略できる場合であっても、契約後に疑義が生じるのを避けるために契約書(覚書)を取り交わすことが望ましいと考えられます。
- 契約締結の決裁を取る際は、財産管理課へ合議します。

(1) 掲載すべき条項

- 広告媒体供用開始後に広告主に問題が発生し、掲載を続けるべきでないとなった場合のため、「市は広告媒体の使用が適当でないと認めるときは、広告主に損失補償を行うことなく当該広告媒体の使用を取りやめることができる」といった条項を加え、疑義なく広告掲載を中止することを可能なようにします。

また、当該広告事業が代理店方式で行われている場合であって、広告主の問題により、

市が当該広告主の広告の掲載を取止め等したときには、広告代理店と広告主の間の契約について、市としては何ら関与しない旨の規定を盛り込むとともに、広告代理店が市に対して支払う広告掲載料について、減額又は返還等を行わない旨の規定を盛り込んでください。

- 広告主又は広告内容に問題が生じた場合、動画広告等であれば中止・差し替えは比較的容易ですが、印刷物等は代替品が必要となることから、予め契約書・覚書に、「市は広告主（代理店方式の場合にあっては、広告代理店）に代替品の無償提供を求めることができる」といった条項を加えるなどします。
- 契約期間満了後も、広告掲載した印刷物等の余剰在庫がある場合は、予め契約書・覚書に「市は広告主に承諾を得て使用継続できる」といった条項を加えることで、余剰在庫を無駄にしないことができます。
- 相手方にとって不利になる契約条項は、募集要項等に記載し、予め理解を得ておくことが必要です。

(2) 消費税の表記広告掲載料は消費税の課税対象ですが、消費税法第60条第6項により、地方公共団体の一般会計の場合、課税される消費税額と控除額が同額とみなされます。

- つまり、一般会計では市は広告主から消費税を含んだ広告料を徴収しますが、納税はしないこととなります。このため、徴収した広告料に含まれる消費税相当額がいくらであるかは、事務遂行にあたりほとんど影響が無いかと思われませんが、消費税を支払う契約相手方に対しては明らかにする必要があります。
- したがって、一般会計であっても契約書に広告掲載料を「●●円（うち消費税及び地方消費税の額●●円）」のように消費税額を明示するようにします。

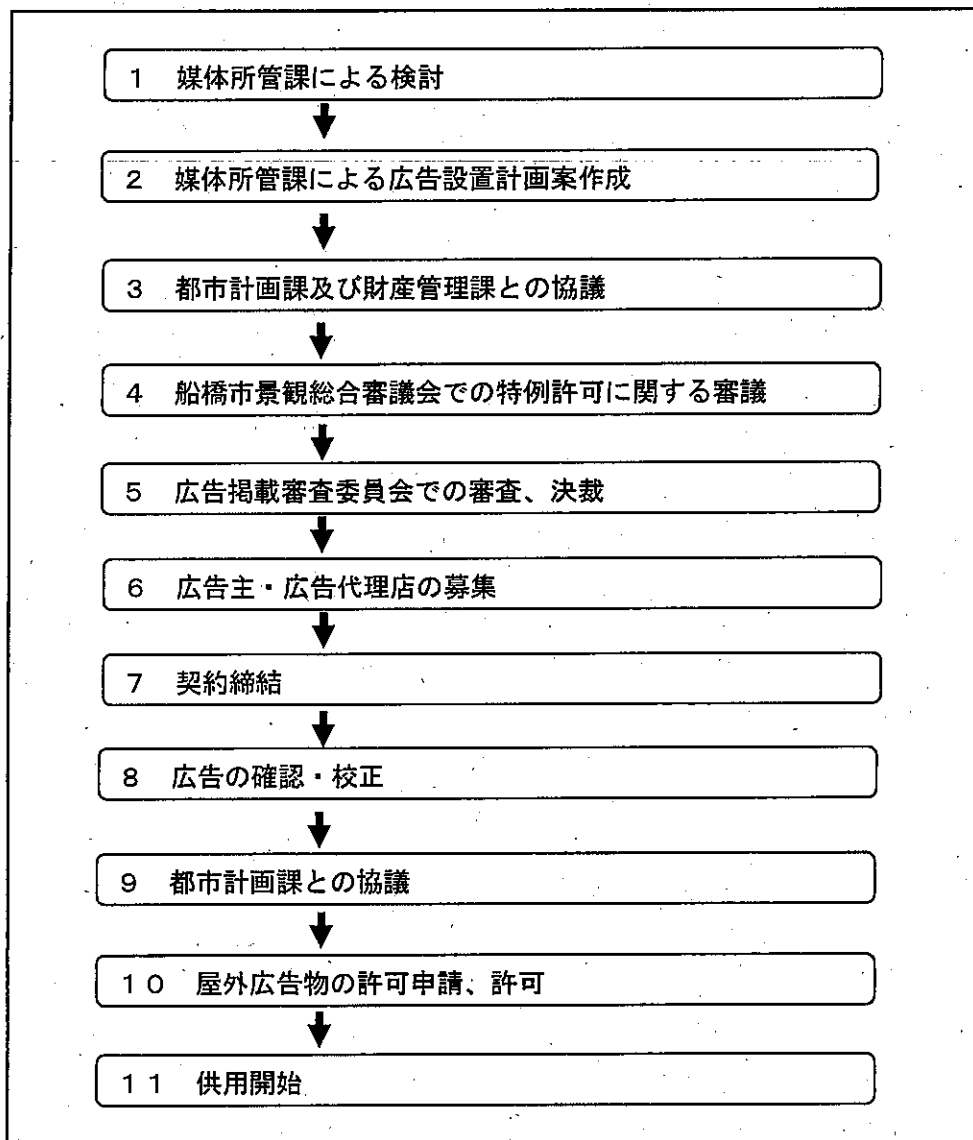
6. 確認・校正、供用開始

- 広告主について、要綱第3条や基準第4～6条に該当しないかをチェック表を用いて行い、代理店方式については代理店にチェックしたことのわかるものを提出させます。
- 広告媒体の供用開始前に、広告の原稿・見本を提出させ、要綱・基準・個別基準に抵触しないか、広告内容の確認・校正を行います。広告代理店方式の場合も、確認を代理店任せにせず、所管課で確認するようにします。
- 広告掲載事業を実施していることの周知と、市が広告主を推奨するものではないことを明らかにするため、「この●●は、民間事業者より広告料をいただき作製（寄附）されたものです。なお、広告主及び広告内容を、船橋市が推奨するものではありません。広告内容に関する質問は、直接広告主へお問い合わせください。」などの文言を広告枠外等に加えるようにします。

7. 公共施設に屋外広告物を設置する場合

- 公共施設に屋外広告物を設置するにあたって、「公共施設及び敷地」は、船橋市屋外広告物条例第8条に規定する禁止地域等にあたります。このため、まず船橋市景観総合審議会（都市計画課所管）にて『特例許可』（船橋市屋外広告物条例第17条）の審議を受けた上で許可申請が必要となります。この審議会では広告を掲載する場所、大きさ、掲載箇所数等について適否を判断します。
- 船橋市景観総合審議会で審議を受けるためには、船橋市景観総合審議会開催の概ね2か月前には、広告設置計画案を策定し（任意様式）、都市計画課へ事前相談が必要となります。このとき、財産管理課とも広告掲載の方法、募集方法等について協議を行います。
- 船橋市景観総合審議会の特例許可の申請について適当であると判断された場合、その後は通常の広告媒体と同様に、広告掲載審査委員会の承認を得ます。（「3. 広告掲載審査委員会での審査、決裁」以降を参照）
- 広告掲載審査委員会で媒体への広告掲載について承認されましたら、事業者の募集、選定、契約へと事務を進めます。
- 事業者と契約を交わし、広告内容が決定したら、広告デザインについて都市計画課へ事前相談します。（その際、景観上疑義が生じた場合は、再度船橋市景観総合審議会の審議を受ける場合があります。）デザインについて疑義がない場合、都市計画課に屋外広告物の許可申請を提出し許可を受けて、実際の広告掲載の供用を開始します。

公共施設に屋外広告物を設置する場合のフロー



(参考)

誓 約 書

令和 年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所 _____

氏名または名称

代表者氏名 _____ 印

印鑑登録している印

件 名 _____

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないことを誓約します。
- 2 船橋市広告掲載に関する要綱第3条第1項各号に該当しないことを誓約します。
- 3 船橋市広告掲載基準第4条各号に該当しないことを誓約します。
- 4 契約前又は契約後において、暴力団関係者でないことを確認するために船橋警察署又は船橋東警察署を通じて千葉県警察本部に照会する場合があること、また、照会する場合は全ての役員の氏名、生年月日、性別、住所の情報を提供することに同意します。
- 5 前四項目の誓約に反することが明らかになった場合、市による調査に協力するとともに、広告の掲載の取止めその他の市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約します。

チェック表1

船橋市広告掲載要綱第3条、広告掲載基準第4、5条に基づく確認事項

広告主:

(要綱第3条より) 広告内容が市民生活に関連したものであって、次の全てに該当することの確認

<input type="checkbox"/> 公の秩序又は善良な風俗に反していない
<input type="checkbox"/> 法令等に違反していない
<input type="checkbox"/> 市の信用又は品位を害しない※広告代理店方式の場合は市(所管課)が判断します。
<input type="checkbox"/> 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関していない
<input type="checkbox"/> その他市長が不相当であると認めるものでない ※広告代理店方式の場合は市(所管課)が判断します。

(基準第4条より) 規制業種又は業者についての確認

<input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定されている業種でない
<input type="checkbox"/> 風俗営業類似の業種でない
<input type="checkbox"/> 現在又は前身が暴力団若しくはこれに類する組織又はそれらの関連企業でない
<input type="checkbox"/> たばこ、その他市民の健康上、好ましくないと思われるものでない
<input type="checkbox"/> 占い、運勢判断に関するものでない
<input type="checkbox"/> 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等各種法令に抵触していない
<input type="checkbox"/> 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業でない
<input type="checkbox"/> 商品先物取引に関するものでない
<input type="checkbox"/> その他、市長が広告として掲載することが、不相当であると認める業種又は業者でない ※広告代理店方式の場合は市(所管課)が判断します。

(基準第5条より) 掲載基準についての確認

<input type="checkbox"/> 人権侵害、名誉毀損の恐れがない
<input type="checkbox"/> 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するものでない
<input type="checkbox"/> 第三者を誹謗、中傷又は排斥していない
<input type="checkbox"/> 宗教団体による布教活動を目的としていない
<input type="checkbox"/> 非科学的又は迷信に類するもので、読者を感わせたり、不安を与える恐れがない
<input type="checkbox"/> 国内世論が大きく分かれていない
<input type="checkbox"/> 市の事業の円滑な遂行に支障をきたさない ※広告代理店方式の場合は市(所管課)が判断します。
<input type="checkbox"/> 市税の滞納がない者の広告である ※広告代理店方式の場合は市(所管課)が判断します。
<input type="checkbox"/> 大げさな表現や根拠のない表現(世界一、日本一、一番など)でない
<input type="checkbox"/> 射幸心を著しくあおる表現(今しかない、最後のチャンスなど)でない
<input type="checkbox"/> 広告の内容と無関係で必然性のない水着姿又は裸体姿でない
<input type="checkbox"/> 暴力や犯罪を肯定又は助長しない
<input type="checkbox"/> 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現でない
<input type="checkbox"/> 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるものでない
<input type="checkbox"/> ギャンブル性を肯定していない
<input type="checkbox"/> 青少年の人体・精神・教育に有害でない

広告代理店名	担当者氏名

市・担当者所属	担当者氏名

チェック表2

船橋市広告掲載基準第6条に基づく確認事項 ※(1)~(21)の業種は以下によりそれぞれチェックします。(22)はすべての業種でチェックが必要です。

<p>(1) 語学教室</p> <p>□ 1か月で確実にマスターできる等の安易さや、授業料・受講料の安価さを強調する表示をしてはならない。</p>	<p>(11) 旅行業</p> <p>□ ア 広告主の旅行業者又は旅行業者代理業者は、日本旅行業協会又は全国旅行業協会の会員でなければならない。</p> <p>□ イ 所在地、補償の内容を明記しなければならない。</p> <p>□ ウ 不当表示をしてはならない。</p> <p>例：白夜でない時期の「白夜旅行」や行程にない場所の写真等の表示。</p>
<p>(2) 学習塾・予備校(専門学校を含む)</p> <p>□ ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示しなければならない。</p> <p>□ イ 上記実績は、確実な証拠資料に基づかなければならない。</p> <p>□ ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは、広告掲載してはならない。</p>	<p>(12) 通信販売業</p> <p>□ ア 会社の概要、商品カタログなどを検討し、本市が妥当と判断したものに限り広告掲載することができる。</p> <p>□ イ 特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに同法施行規則第8条から11条の規定に反してはならない。</p>
<p>(3) 外国大学の日本校</p> <p>□ 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません」という主旨を明確に表示しなければならない。</p>	<p>(13) 雑誌、週刊誌</p> <p>□ 次のものは広告掲載してはならない。</p> <p>□ ア 公の秩序に反するような内容を掲載したもの</p> <p>□ イ 虚偽又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を掲載したもの</p> <p>□ ウ プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがある内容を掲載したもの</p> <p>□ エ 有害図書と認められるもの</p>
<p>(4) 資格講座</p> <p>□ ア 受講する資格の内容を明記しなければならない。民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあつても、国家資格であるといった誤解を招くような表示をしてはならない。</p> <p>□ イ 「行政書士講座」などの講座には、講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、「資格取得には別に国家試験を受ける必要があります」など、資格取得に必要な事項を表示しなければならない。</p> <p>□ ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としたものは広告掲載してはならない。</p> <p>□ エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤解される表示をしてはならない。</p>	<p>(14) 結婚相談所、交際紹介業</p> <p>□ ア 結婚相手サービス協会に加盟していることを明記しなければならない。</p> <p>□ イ 料金の表示及び成功報酬の有無を表示しなければならない。</p>
<p>(5) 病院・診療所・助産所など(イ以降は(6)に対しても適用する。)</p> <p>□ ア 医療法第6条の5又は第6条の7、関係法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制の関連規定、及び獣医療法第17条の規定の範囲内で表示しなければならない。</p> <p>□ イ 提供する医療の内容が、他の医療機関等と比較して優良である旨の表示をしてはならない。</p> <p>□ ウ 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示してはならない。</p> <p>□ エ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記しなければならない。また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。</p>	<p>(15) 調査会社、探偵事務所</p> <p>□ 名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定し、表示することができる。</p>
<p>(6) 施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復)</p> <p>□ ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定の範囲内で表示しなければならない。</p> <p>□ イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならない。</p> <p>□ ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(カイロプラクティック、整体院、エステティック等)の広告掲載してはならない。</p>	<p>(16) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織</p> <p>□ ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定し、表示することができる。</p> <p>□ イ 主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)する出版物の広告は、広告掲載してはならない。</p>
<p>(7) 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等</p> <p>1) サービス全般(老人保健施設を除く)</p> <p>□ ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>□ イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限定。</p> <p>□ ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>例：「船橋市事業受託事業者」等</p>	<p>(17) 募金</p> <p>□ 厚生労働大臣または都道府県知事の許可を得たものであることを明記しなければならない。</p>
<p>2) 有料老人ホーム</p> <p>(1)のほか、次の規定に適合していること。</p> <p>□ ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。</p> <p>□ イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>□ ウ 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運用基準に抵触しないこと。</p>	<p>(18) 質屋、チケット等再販業者</p> <p>□ ア 個々の相場、金額等は表示してはならない。</p> <p>例：○○○のバッグ30,000円、航空券 東京～福岡 18,000円</p> <p>□ イ 有利さを顕認させるような表示はしてはならない。</p>
<p>3) 有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>□ ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものとす。</p> <p>□ イ その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>	<p>(19) トランクルーム及び貸し収納業者</p> <p>□ ア 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者(マル適マーク付き)であることを明記しなければならない。</p> <p>□ イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用してはならない。また、「当社の○○は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等の主旨を明確に表示しなければならない。</p>
<p>4) 介護老人保健施設</p> <p>□ 介護保険法第98条に規定する内容以外は、表示してはならない。</p>	<p>(20) 人材募集広告</p> <p>□ ア 労働基準法等関係法令を遵守しなければならない。</p> <p>□ イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつちの疑いのあるものは広告掲載してはならない。</p> <p>□ ウ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは広告掲載してはならない。</p>
<p>(8) 医薬品等</p> <p>□ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第66条から68条の規定を遵守し、広告掲載しなければならない。</p> <p>ただし、次のような表示をしてはならない。</p> <p>□ ア 最大級及びそれに類する表示</p> <p>□ イ 効能、効果及び安心を保証する表示(使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等)</p>	<p>(21) 不動産広告</p> <p>□ ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記しなければならない。</p> <p>□ イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記しなければならない。</p> <p>□ ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従わなければならない。</p> <p>□ エ 契約を急がせる表示をしてはならない。</p>
<p>□ ア 最大級及びそれに類する表示</p> <p>□ イ 効能、効果及び安心を保証する表示(使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等)</p>	<p>(22) その他、表示について注意を要するもの</p> <p>□ ア 割引価格の表示については、その根拠を明確に表示しなければならない。</p> <p>例：「メーカー希望価格の10%引き」</p> <p>□ イ 比較広告は、主張する内容が客観的に実証されていないと認められる場合は、その旨を明示しなければならない。</p> <p>□ ウ 無料で参加、体験できるものは、費用が別途かかる場合には、その旨を明示しなければならない。</p> <p>□ エ 肖像権・著作権は、無断使用してはならない。</p> <p>□ オ 広告主の所在地及び連絡先は、明確に表示しなければならない。ただし、広告媒体の性質や広告の内容によりやむを得ない又はその必要がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>□ カ アルコール飲料は、未成年者の飲酒禁止の文言を必ず表示しなければならない。また、未成年者の飲酒を誘発するような文言及びデザインを表示してはならない。</p>
<p>(9) 健康食品・機能性食品等</p> <p>□ あくまでも食品でなければならず、医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量などの表示をしてはならない。</p> <p>例：1日3回、毎食後3錠お飲みください。(服用に関する表示)</p> <p>生活習慣病の予防に。(効果・効能の表示)</p> <p>疲れ目を治します。(特定部位への効果の表示)</p> <p>「延命の薬○○」、「漢方秘伝○○」(医薬品と紛らわしい表示)</p>	<p>(10) 弁護士、税理士、公認会計士等</p> <p>名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定し、次のような表示をしてはならない。</p> <p>□ ア 顧問先、又は依頼者名(同意書がある場合を除く)</p> <p>□ イ 誇大又は過度な期待を抱かせるもの</p> <p>例：「たちどころに解決します。」</p>